

附属書一（第二章関係） 第十五条に関する表

この附属書の付録一及び付録二は、それぞれ第十五条に関する日本国及びスイスの表である。

付録一

第一節 日本国の表についての注釈

1 第十五条の規定の適用に当たっては、次節の日本国の表の2欄に掲げる品目について、表の4欄に掲げる次の区分を適用する。

- (a) 表の4欄に「A」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税については、この協定の効力発生の日に撤廃する。
- (b) 表の4欄に「B3」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税については、基準税率から無税までの四回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
- (c) 表の4欄に「B5」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税については、基準税率から無税までの六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
- (d) 表の4欄に「B7」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税については、基準税率から無税までの八回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

- (e) 表の4欄に「B9」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税については、基準税率から無税までの十回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
- (f) 表の4欄に「B10」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税については、基準税率から無税までの十一回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
- (g) 表の4欄に「B12」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税については、基準税率から無税までの十三回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
- (h) 表の4欄に「B15」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税については、基準税率から無税までの十六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
- (i) 表の4欄に「Pa」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から六・三パーセントとする。
- (j) 表の4欄に「Pb」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から八・一パーセントとする。
- (k) 表の4欄に「Pc」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発

生の日から八・五パーセントとする。第二十条2及び9の規定の適用上、輸入締約国は、二国間セーフガード措置又は暫定的な二国間セーフガード措置をとる日における実行最恵国税率の水準まで輸入関税を引き上げることができる。両締約国は、いずれか一方の締約国の要請に基づき、この協定の効力発生の日から二十四箇月以内に、市場アクセスの改善について交渉する。

(1) 表の4欄に「Pd」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から九・六パーセントとする。

(m) 表の4欄に「Pe」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から十二・〇パーセントとする。

(n) 表の4欄に「Pf」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から十二・六パーセントとする。

(o) 表の4欄に「Pg」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から十三・四パーセントとする。

(p) 表の4欄に「Ph」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発

生の日から十七・〇パーセントとする。

(q) 表の4欄に「Pi」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から十九・〇パーセントとする。

(r) 表の4欄に「Pj」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から二十・〇パーセントとする。

(s) 表の4欄に「Pk」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から二十三・八パーセントとする。

(t) 表の4欄に「Pl」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から二十七・二パーセントとする。

(u) 表の4欄に「Pm」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から三十二・〇パーセントとする。

(v) 表の4欄に「Pn」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、基準税率から五・〇パーセントまでの十一回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(w) 表の4欄に「Q」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税については、表の5欄の注釈に定める条件に従う。

(x) 表の4欄に「X」を掲げた品目に分類される原産品については、(a)から(w)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

2 次の(Qa)から(Qf)までの規定に定める条件は、スイスの関税地域から輸入される日本国又はスイスの原産品であつて、次節の日本国の表の5欄にこれらの文字を掲げた品目に分類されるものについて適用する。

(Qa)(i) 関税割当ては、次の規定に従つて行う。

(A) 合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。

- (aa) 一年目については、二・〇メートル・トン
- (bb) 二年目については、三・六メートル・トン
- (cc) 三年目については、五・二メートル・トン
- (dd) 四年目については、六・八メートル・トン
- (ee) 五年目については、八・四メートル・トン

- (ff) 六年目及びそれ以降の各年については、十・〇メートル・トン
- (B) 枠内税率は、一キログラムにつき八十円七十五銭とする。
- (C) (A)及び(B)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当て制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。
- (ii) 表の5欄に(Qa)を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てにより輸入される原産品以外のものについては、1(a)から1(w)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。
- (Qb) (i) 関税割当ては、次の規定に従って行う。
 - (A) 合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。
 - (aa) 一年目については、六百メートル・トン
 - (bb) 二年目については、六百四十メートル・トン
 - (cc) 三年目については、六百八十メートル・トン
 - (dd) 四年目については、七百二十メートル・トン

- (ee) 五年目については、七百六十メートル・トン
- (ff) 六年目については、八百メートル・トン
- (gg) 七年目については、八百四十メートル・トン
- (hh) 八年目については、八百八十メートル・トン
- (ii) 九年目については、九百二十メートル・トン
- (jj) 十年目については、九百六十メートル・トン
- (kk) 十一年目及びそれ以降の各年については、千メートル・トン
- (B) 枠内税率は、二十九・八パーセントから十四・九パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- (C) (A)及び(B)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当て制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。
- (ii) 表の5欄に(Qb)を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てにより輸入される原産品以外の

ものについては、1(a)から1(w)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(Qc) (i) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(A) 合計割当数量は、各年につき百メートル・トンとする。

(B) 枠内税率は、二十・〇パーセントとする。

(C) (A)及び(B)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(ii) 表の5欄に(Qc)を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てにより輸入される原産品以外のものについては、1(a)から1(w)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(Qd) (i) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(A) 合計割当数量は、各年につき五メートル・トンとする。

(B) 枠内税率は、無税とする。

(C) (A)及び(B)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行

う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(ii) 表の5欄に(Qd)を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てにより輸入される原産品以外のものについては、1(a)から1(w)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(Qe)
(i) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(A) 表の5欄に(Qe)を掲げた品目に分類される原産品の合計割当数量の合計は、各年につき千五百メートル・トンとする。

(B) 枠内税率は、八・〇パーセントとする。

(C) (A)及び(B)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(ii) 表の5欄に(Qe)を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てにより輸入される原産品以外のものについては、1(a)から1(w)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(Qf) (i) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(A) 合計割当数量は、各年につき二十三メートル・トンとする。

(B) 枠内税率は、二十一・〇パーセントとする。

(C) (A)及び(B)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当て制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(ii) 表の5欄に(Qf)を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てにより輸入される原産品以外のものについては、1(a)から1(w)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

3 この付録の規定に従って行われる輸入関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、〇・一パーセント未満の端数は、これを四捨五入し(〇・〇五パーセントは、〇・一パーセントとする。)、従量税の場合には、日本国の公式貨幣単位の〇・〇一未満の端数は、これを四捨五入する(〇・〇〇五は、〇・〇一とする。)。ただし、この3の規定は、統一システムの第〇七〇三・一〇号に分類される原産品について課される輸入関税であって、次節の日本国の表の3欄に規定する特定の額と課税価格との差額を

用いて算定されるものについては、適用しない。

4 次節の日本国の表における記載は、二千七年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

5 この付録の規定の適用上、「基準税率」とは、次節の日本国の表の3欄に定める税率であつて、専ら輸入関税の撤廃及び削減に向けた毎年均等な引下げの開始点となるものをいう。

6 関税の毎年均等な引下げの実施に当たっては、次の規定を適用する。

(a) 一年目の引下げは、この協定の効力発生の日に行う。

(b) その後の毎年の引下げは、毎年四月一日に行う。

7 この付録の規定の適用上、「年」とは、一年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の四月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

8 関税割当ての実施に当たっては、一年目が十二箇月未満の場合には、この節に規定する一年目の合計割当数量は、残余の完全な月数に比例する数量に減ずる。この8の規定の適用上、同節の関連する規定に特定する単位が適用されることを条件として、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・

○とする。)

第二節 日本国の表

1	関税率表番号	2	品名	3	基準税率
第一類 ○一・〇一 ○一〇一・一〇	動物（生きているものに限る。） 馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。） 純粋種の繁殖用のもの 馬 サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ系種の馬（以下この項において「軽種馬」という。）以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの その他のもの 軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。） その他のもの	X A A	区分	4	注釈
				5	

○一〇一・九〇	ろ馬、ら馬及びヒニ その他のもの	A
	馬	
	軽種馬以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの	A
	その他のもの	
	軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）	A
	その他のもの	X
	ろ馬、ら馬及びヒニ	A
○一・〇二	牛（生きているものに限る。）	A
○一〇二・一〇	純粋種の繁殖用のもの	A
○一〇二・九〇	その他のもの	A
	水牛	A
	その他のもの	X
○一・〇三	豚（生きているものに限る。）	A
○一〇三・一〇	純粋種の繁殖用のもの	A
	その他のもの	X
○一〇三・九一	一頭の重量が五〇キログラム未満のもの	X
○一〇三・九二	一頭の重量が五〇キログラム以上のもの	X
○一・〇四	羊及びやぎ（生きているものに限る。）	A

<p>〇一・〇五 〇一・〇六</p>	<p>家きん（鶏（ガルルス・ドメステイクス）、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。） その他の動物（生きているものに限る。）</p>		<p>A A</p>
<p>第二類 〇二・〇一 〇二・〇二 〇二・〇三 〇二〇三・一一 〇二〇三・一二 〇二〇三・一九 〇二〇三・二一</p>	<p>肉及び食用のくず肉 牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） 牛の肉（冷凍したものに限る。） 豚の肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。） 生鮮のもの及び冷蔵したもの 枝肉及び半丸枝肉 いのししのもの その他のもの 骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。） いのししのもの その他のもの いのししのもの その他のもの 冷凍したもの 枝肉及び半丸枝肉</p>	<p>X X X X X A X A X A</p>	

○二〇三・二二	骨付きの肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）	
	いのししのもの	
	その他のもの	
○二〇三・二九	その他のもの	
	いのししのもの	
	その他のもの	
○二・〇四	羊又はやぎの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	
○二〇五・〇〇	馬、ろ馬、ら馬又はヒニーの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	
○二・〇六	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	
○二〇六・一〇	牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
	牛のもの（冷凍したものに限る。）	
○二〇六・二一	舌	
○二〇六・二二	肝臓	
○二〇六・二九	その他のもの	
○二〇六・三〇	豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
	いのししのもの	
	その他のもの	
		X A
		X X X
		X
		A A X A
		X A
		X A

〇二〇六・四一	豚のもの（冷凍したものに限り。）	
	肝臓	
	いのししのもの	
	その他のもの	
〇二〇六・四九	その他のもの	
	いのししのもの	
	その他のもの	
〇二〇六・八〇	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。）	
〇二〇六・九〇	その他のもの（冷凍したものに限り。）	
〇二・〇七	肉及び食用のくず肉で、第〇一・〇五項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限り。）	
	鶏（ガルス・ドメステイクス）のもの	
〇二〇七・一一	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。）	
〇二〇七・一二	分割してないもの（冷凍したものに限り。）	
〇二〇七・一三	分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。）	
〇二〇七・一四	分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限り。）	
	肝臓	
	その他のもの	
	七面鳥のもの	
〇二〇七・二四	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。）	
A	X A	X X X
		A A X A X A

<p>第三類</p> <p>〇三〇一・九一</p> <p>〇三〇一・一〇</p>	<p>〇二一〇・一一</p> <p>〇二一〇・一二</p> <p>〇二一〇・一九</p> <p>〇二一〇・二〇</p> <p>〇二一〇・九一</p> <p>〇二一〇・九二</p> <p>〇二一〇・九三</p> <p>〇二一〇・九九</p>
<p>魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物 魚（生きているものに限る。）</p> <p>観賞用の魚</p> <p>こい及び金魚</p> <p>その他のもの</p> <p>その他の魚（生きているものに限る。）</p> <p>ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラ ルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコ ルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）</p>	<p>骨付きのもの肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）</p> <p>ばら肉及びこれを分割したもの</p> <p>その他のもの</p> <p>牛の肉</p> <p>その他のもの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。）</p> <p>霊長類のもの</p> <p>鯨、イルカ及びネズミイルカ（くじら目）のもの並びにマナティー及びジュゴン （海牛目）のもの</p> <p>爬虫類（へび及びかめを含む。）のもの</p> <p>その他のもの</p>
<p>三・五%</p>	<p>四・二%</p>
<p>A B 10</p>	<p>X A B A Q X X X 10</p>
	<p>(Qa)</p>

○三〇二・一一	ます(サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラ ルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコ ルヒュンクス・アバケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル)	
○三〇二・一二	太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オ ンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュ ンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュ ルス)、大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)	
○三〇二・一九	その他のもの ひらめ・かれい類(かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコフ タルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらを除く。)	
○三〇二・二一	ハリバット(レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロソス・ヒポグロ スス及びヒポグロソス・ステノレピス)	
○三〇二・二二	プレイス(プレウロネクテス・プラテスサ)	
○三〇二・二三	ソール(ソレア属のもの)	
○三〇二・二九	その他のもの まぐろ(トウヌス属のもの)及びかつお(エウテイヌス(カツオヌス)・ペラミス) (肝臓、卵及びしらを除く。)	
○三〇二・三一	びんながまぐろ(トウヌス・アラレンガ)	
○三〇二・三二	きはだまぐろ(トウヌス・アルバカレス)	
○三〇二・三三	かつお	
		X X X X X X X X X

○三〇二・六八 ○三〇二・六九	めろ（デイスステイクス属のもの） その他のもの	X
○三〇二・七〇	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの） その他のもの バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及びたい その他のもの ふぐ その他のもの 肝臓、卵及びしらこ にしん（クルペア属のもの）の卵 その他のもの	二%
○三〇三	魚（冷凍したものに限りものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。） 太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス。 肝臓、卵及びしらこを除く。）	五・六%
	X	B 10
	X	三・五%
	X	B 10
	B	二%
	B 10	
	X	

○三〇三・一一	べにぎけ (オンコルヒュンクス・ネルカ)	
○三〇三・一九	その他のもの	
○三〇三・二一	その他のさけ科のもの (肝臓、卵及びしらを除く。)	
○三〇三・二二	ます (サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラ	
○三〇三・二九	ルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコ	
	ルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル)	
	大西洋さけ (サルモ・サラル) 及びドナウさけ (フコ・フコ)	
	その他のもの	
	ひらめ・かれい類 (かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコフ	
	タルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらを除く。)	
○三〇三・三一	ハリバット (レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロ	
○三〇三・三二	スス及びヒポグロスス・ステノレピス)	
○三〇三・三三	プレイス (プレウロネクテス・プラテスサ)	
○三〇三・三九	ソール (ソレア属のもの)	
	その他のもの	
	まぐろ (トウヌス属のもの) 及びかつお (エウテイヌス (カツオヌス) ・ペラミス)	
	(肝臓、卵及びしらを除く。)	
○三〇三・四一	びんながまぐろ (トウヌス・アラレンガ)	
○三〇三・四二	きはだまぐろ (トウヌス・アルバカレス)	
○三〇三・四三	かつお	
		X X X
		X X X X
		X X X
		X X

○三〇三・四四	めばちまぐろ (トウヌス・オベスス)
○三〇三・四五	くろまぐろ (トウヌス・ティヌス)
○三〇三・四六	みなみまぐろ (トウヌス・マツコイイ)
○三〇三・四九	その他のもの
○三〇三・五一	にしん (クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ) 及びコッド (ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス) (肝臓、卵及びしらを除く。)
○三〇三・五二	コッド (ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス) めかじき (クスイフィアス・グラデイウス) 及びめろ (デイソステイクス属のもの) (肝臓、卵及びしらを除く。)
○三〇三・六一	めかじき (クスイフィアス・グラデイウス)
○三〇三・六二	めろ (デイソステイクス属のもの)
○三〇三・七一	その他の魚 (肝臓、卵及びしらを除く。)
○三〇三・七二	いわし (スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディネラ属のもの)
○三〇三・七三	サルディノプス属のもの その他のもの ハドック (メラノグラナムス・アイグレフィヌス) コールフイッシュ (ポルラキウス・ヴィレンス)

三・五%	X								
三・五%	B	X	X		X	X			
三・五%	B							X	X
三・五%	B							X	X

○三〇三・七四	さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)		
○三〇三・七五	さめ		
○三〇三・七六	うなぎ(アングイルラ属のもの)		
○三〇三・七七	シーバス(ディケントラルクス・ラブラクス及びディケントラルクス・punkタトウス)		
○三〇三・七八	ヘイク(メルルシウス属又はウロフュキス属のもの) メルルシウス属のもの ウロフュキス属のもの		
○三〇三・七九	その他のもの にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属又はテラグラ属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの) その他のもの バラクーダ(かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ及びたい ししやも その他のもの ふぐ及びぎんだら	三・五% 二・八% 二%	B 10 B 10 B 10 X B 10 X B 10 B 10 X

○三〇三・八〇	肝臓、卵及びしらこ にしん（クルペア属のもの）の卵	その他のもの	その他のもの	○三・〇四	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。） 生鮮のもの及び冷蔵したもの	
○三〇四・一一	めかじき（クスイフィアス・グラディウス）	めろ（ディソステイクス属のもの）	その他のもの	○三〇四・一二	フィレ	
○三〇四・一九	その他のもの	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの） その他のもの バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及びたい	びたい	二%	B 10	
					四%	B 10

<p>○三〇四・二二 ○三〇四・二三 ○三〇四・二九</p>	<p>冷凍したフイレ</p>	<p>さめ その他のもの</p>	<p>二・五%</p>
<p>めかじき (クスイフィアス・グラデイウス) めろ (デイソステイクス属のもの) その他のもの</p>	<p>にしん (クルペア属のもの)、たら (ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり (セリオーラ属のもの)、さば (スコムベル属のもの)、いわし (エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ (トラクルス属又はデカプテルス属のもの) 及びさんま (コロラビス属のもの) その他のもの</p>	<p>にしん (クルペア属のもの)、たら (ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり (セリオーラ属のもの)、さば (スコムベル属のもの)、いわし (エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ (トラクルス属又はデカプテルス属のもの) 及びさんま (コロラビス属のもの) その他のもの まぐろ (トウヌス属のもの)、かじき (めかじきを除く。) 及びさけ科のもの その他のもの</p>	<p>X X X X X</p>
<p>○三〇四・九一 ○三〇四・九二 ○三〇四・九九</p>	<p>その他のもの</p>	<p>めかじき (クスイフィアス・グラデイウス) めろ (デイソステイクス属のもの) その他のもの</p>	<p>三・五%</p>
<p>にしん (クルペア属のもの)、たら (ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウ</p>	<p>その他のもの</p>	<p>にしん (クルペア属のもの)、たら (ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウ</p>	<p>X X B 10 X</p>

	〇三〇五・二〇	〇三〇五・一〇	〇三・〇五	<p>ス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)</p> <p>その他のもの</p> <p>バラクータ(かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ及びたい</p> <p>さめ</p> <p>ししやも</p> <p>その他のもの</p> <p>ふぐ</p> <p>その他のもの</p> <p>魚(乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。)、くん製した魚(くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)並びに魚の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)</p> <p>魚の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)</p> <p>魚の肝臓、卵及びしらこ(乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。)</p> <p>にしん(クルペア属のもの)の卵(こんぶかずのこを除く。)</p> <p>さけ科のもの卵及びたら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)の卵</p>
X	B 10	X	X	<p>二・五%</p> <p>二・八%</p> <p>三・五%</p> <p>八・四%</p> <p>B 10</p> <p>B 10</p> <p>B 10</p> <p>B 10</p> <p>X</p>

○三〇五・三〇	<p>こんぶかずのこ その他のもの 魚のフィレ（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、くん製したものを除く。） さけ科のもの その他のもの にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの） その他のもの くん製した魚（フィレを含む。）</p>	一〇%	A B	10 10
○三〇五・四一	<p>太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルプスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ） にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ） その他のもの 乾燥した魚（塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。）</p>	一〇・五%	B X	10 10
○三〇五・四二 ○三〇五・四九	<p>乾燥した魚（塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。）</p>	一〇% 一〇%	B B X	10 10

○三〇六・一九
○三〇六・二二
○三〇六・二三
○三〇六・二四
○三〇六・二九

○三〇六・一九
その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）

えび
その他のもの

冷凍していないもの

○三〇六・二二
いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）

生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの
その他のもの

○三〇六・二三
ロブスター（ホマルス属のもの）

生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの
その他のもの

○三〇六・二四
シュリンプ及びプローン

生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの
その他のもの

かに

○三〇六・二九
その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）

生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの
えび

A	X	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	
		10		10		10		10		10		

〇三〇七・四一	〇三〇七・三九	〇三〇七・三一	〇三〇七・二九	〇三〇七・二一	〇三〇七・一〇	〇三・〇七				
<p>〇三〇七・四一</p> <p>生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの</p>	<p>〇三〇七・三九</p> <p>その他のもの</p>	<p>〇三〇七・三一</p> <p>いか（セピア・オフィキナリス、ロシア・マクロソマ及びセピオラ属、オムマストリ フェス属、ロリゴ属、ノトトダルス属又はセピオテイウチス属のもの）</p>	<p>〇三〇七・二九</p> <p>い貝（ミユティルス属又はペルナ属のもの）</p>	<p>〇三〇七・二一</p> <p>生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの</p>	<p>〇三〇七・一〇</p> <p>かき</p> <p>スキヤロップ（ペクテン属、クラミユス属又はプラコペクテン属のもの。いたや貝を 含む。）</p>	<p>〇三・〇七</p> <p>軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水 漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。） 、水棲無脊椎動物（生きて いるもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬け たものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）並びに水棲無脊椎動物（甲殻類 を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）</p>	その他のもの	その他のもの	えび	その他のもの
							一〇%	五%	七%	
							B 10	B 10	B 10	

○三〇七・四九	その他のもの たこ（オクトパス属のもの）									
○三〇七・五一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの									
○三〇七・五九	その他のもの 冷凍したもの その他のもの									
○三〇七・六〇	かたつむりその他の巻貝（海棲 <small>せい</small> のものを除く。） 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの その他のもの									
○三〇七・九一	その他のもの（水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。） 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの 水棲無脊椎動物（生きているものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。） 貝柱及びいか その他のもの はまぐり その他のもの 赤貝（生きているものに限る。）、うに及びあわび くらげ									
		七%								
		B 10	X	X	X	A				
		一〇%	七%							
		B 10	B 10							
		一〇%	七%							
		B 10	B 10					X		X

<p>第四類 ○四・〇一</p>	<p>○三〇七・九九</p>								
<p>酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品 ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）</p>	<p>その他のもの あさり及びしじみ その他のもの 軟体動物 その他のもの その他のもの 冷凍したもの うに、くらげ及びなまこ うに その他のもの その他のもの その他のもの うに、くらげ及びなまこ うに その他のもの その他のもの</p>								
	<p>七%</p>			<p>七%</p>			<p>七%</p>		
<p>X</p>	<p>X</p>	<p>B 10</p>	<p>X</p>	<p>X</p>	<p>B 10</p>	<p>X</p>	<p>B 10</p>	<p>X</p>	<p>X</p>

○四・〇二	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）	
○四・〇三	バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）	X
○四・〇四	ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）	X X
○四・〇五	ミルクから得たバターその他の油脂及びデイリースプレッド	
○四・〇六	チーズ及びビカード	
○四〇六・一〇	フレッシュチーズ（ホエイチーズを含むものとし、熟成していないものに限る。）及びビカード	X
○四〇六・二〇	おろしチーズ及び粉チーズ（チーズの種類を問わない。）	X
○四〇六・三〇	プロセスチーズ（おろしチーズ及び粉チーズを除く。）	X
○四〇六・四〇	ブルーベインドチーズ及びその他のペニシリウム・ロックフォールティにより得られる模様を含むチーズ	X
○四〇六・九〇	その他のチーズ	
	別添一のナチュラルチーズの表に掲げるナチュラルチーズ	Q
	注 関税上の特惠待遇を受けるために必要な申告を付さなければならぬ。当該申告のために必要な手続については、別添二で定める。	
		(Qb)

<p>○四〇九・〇〇 ○四一〇・〇〇</p>	<p>天然はちみつ 食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）</p>	<p>（その率が一 キログラムに つき五一円の 従量税率より 低いときは、 当該従量税 率）</p>	<p>A X</p>
<p>第五類 ○五〇一・〇〇 ○五・〇二 ○五〇四・〇〇 ○五・〇五</p>	<p>動物性生産品（他の類に該当するものを除く。） 人髪（加工してないものに限るものとし、洗ってあるかないかを問わない。）及びそのくず 豚毛、いのししの毛、あなぐまの毛その他ブラシ製造用の獣毛及びこれらのくず 動物（魚を除く。）の腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限り。） 羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分（加工してないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限り、縁を整えてあるかないかを問わない。）並びに鳥の綿毛（加工してないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限り。）並びに羽毛又はその部分の粉及びくず</p>	<p>A A A A</p>	<p>A</p>

○五・〇六	骨及びホーンコア（加工してないもの及び脱脂し、単に整え、酸処理し又は脱膠したものに限るものとし、特定の形状に切ったものを除く。）並びにこれらの粉及びくず	A
○五・〇七	アイボリー、かめの甲、ホエールボーン、ホエールボーンヘア、角、枝角、ひづめ、つめ及びくちばし（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切ったものを除く。）並びにこれらの粉及びくず	A
○五〇八・〇〇	さんごその他これに類する物品（加工してないもの及び単に整えたものに限る。）並びに軟体動物、甲殻類又は棘皮動物の殻及びいかの甲（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切ったものを除く。）並びにこれらの粉及びくず	A
○五一〇・〇〇	アンバークリス、海狸香、シベット、じゃ香及びカンタリス、胆汁（乾燥してあるかंनाいかを問わない。）並びに医療用品の調製用の腺その他の動物性生産品（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの並びに一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）	A
○五・一一	動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）及び第一類又は第三類の動物で生きていないものうち食用に適しないもの	A
○五一・一〇	牛の精液	A
○五一・九一	その他のもの 魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の物品及び第三類の動物で生きていないもの	A
○五一・九九	魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵 その他のもの その他のもの	A X A

第六類	<p>生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉</p>		A	
第七類	<p>食用の野菜、根及び塊茎 ばれいしょ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） トマト（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） たまねぎ及びシャロット たまねぎ</p>	<p>一キログラムにつき、課税価格と七三円七〇銭との差額（その率が八・五%の従価税率より高いときは、当該従価税率）</p>	B 15	
〇七・〇一 〇七〇二・〇〇 〇七・〇三 〇七〇三・一〇	<p>課税価格が一キログラムにつき七三円七〇銭以下のもの</p>		B 10	

○七〇五・二九	その他のもの
○七・〇六	にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他これらに類する食用の根（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○七〇六・一〇	にんじん及びかぶ
○七〇六・九〇	その他のもの
	ごぼう
	その他のもの
○七〇七・〇〇	きゅうり及びガーキン（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○七・〇八	豆（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、さやを除いてあるかないかを問わない。）
○七・〇九	その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○七〇九・二〇	アスパラガス
○七〇九・三〇	なす
○七〇九・四〇	セルリー（セルリアクを除く。）
○七〇九・五一	きのこ及びトリフ
○七〇九・五九	きのこ（はらたけ属のもの）
	その他のもの
	しいたけ
	その他のもの
○七〇九・六〇	とうがらし属又はピメンタ属の果実

三%													
B	A	X	A	A	B	A	A	B	B	A	B	A	
10					10			10	10		10		

○七〇九・七〇	○七〇九・九〇	○七・一〇	○七二〇・一一〇	○七二〇・二二	○七二〇・二二	○七二〇・二九	○七二〇・三〇	○七二〇・四〇	○七二〇・八〇	○七二〇・九〇
---------	---------	-------	----------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

ほうれん草、つるな及びやまほうれん草
 その他のもの
 スイートコーン
 その他のもの
 冷凍野菜（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限る。）
 ばれいしょ
 豆（さやを除いてあるかないかを問わない。）
 えんどう（ピスマ・サティヴム）
 ささげ属又はいんげんまめ属の豆
 その他のもの
 えだ豆
 その他のもの
 ほうれん草、つるな及びやまほうれん草
 スイートコーン
 その他の野菜
 ごぼう
 その他のもの
 野菜を混合したもの
 スイートコーンを主成分とするもの
 その他のもの

六%	一〇・六%	六%	一二%	六%	一〇・六%	八・五%	六%	八・五%	八・五%	八・五%	六%	三%
B 5	B 7	B 10	B 10	B 7	B 10	B 10	B 10	B 10	B 10	B 7	A	B 10

○七・一一	一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）
○七一一・二〇	オリーブ
○七一一・四〇	きゅうり及びガーキン
○七一一・五一	きのこ及びトリフ
○七一一・五九	きのこ（はらたけ属のもの）
○七一一・九〇	その他のもの
	その他の野菜及び野菜を混合したもの
	なす（一個の重量が二〇グラム以下のものに限る。）
	なす
	らっきょう及びわらび
	その他のもの
	ごぼう
	その他のもの
	なす
	その他のもの
○七・一二	乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。）
○七一二・二〇	たまねぎ

九%	九%	九%	一二%	六%	六%	九%	九%	九%
B 15	B 10	B 15	B 10	B 10	B 15	A B 10	B 10	B 10

○七二二・三二	きのこ（はらたけ属のもの）	九%	B
○七二二・三二	きくらげ（きくらげ属のもの）		A
○七二二・三三	白きくらげ（白きくらげ属のもの）		A
○七二二・三九	その他のもの		A
	しいたけ		X
	その他のもの		A
○七二二・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの		
	スイートコーン		
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用 ^は に適するようになったもの		
	その他のもの	一キログラムにつき九円	B
	その他のもの		A
	ばれいしょ（切つてあるかないかを問わないものとし、更に調製したものを除く。）	一二・八%	B
	その他のもの		10
	たけのこ	九%	B
	その他のもの		7

〇七・一三	ぜんまい及びびかんびょう その他のもの	九 %	B 5
〇七一三・一〇	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。） えんどう（ピスム・サテイヴム） 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用 ^は に適する ようにしたもの その他のもの 播種用 ^は のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところに より証明されたもの その他のもの	九 %	B 7
〇七一三・二〇	ひよこ豆 ささげ属又はいんげんまめ属の豆		
〇七一三・三一	緑豆（ヴィグナ・ムンゴ及びヴィグナ・ラジアタ）		
〇七一三・三二	小豆（ファセオルス・アングラリス又はヴィグナ・アングラリス）		
〇七一三・三三	いんげん豆（ファセオルス・ヴルガリス） 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用 ^は に適する ようにしたもの その他のもの 播種用 ^は のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところ		
	A		
	X A		
	A X A		
	A		

○七二三・三九	<p>により証明されたもの その他のもの その他のもの</p>	X A
○七二三・四〇 ○七二三・五〇	<p>その他のもの 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用^はに適する ようにしたもの その他のもの 播種用^はのもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところに より証明されたもの その他のもの その他のもの ひら豆 そら豆（ヴィキア・ファバ変種マヨル、ヴィキア・ファバ変種エクイナ及びヴィキ ア・ファバ変種ミノル） 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用^はに適する ようにしたもの その他のもの 播種用^はのもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところに より証明されたもの その他のもの その他のもの 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用^はに適する</p>	A X A
○七二三・九〇	<p>その他のもの 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用^はに適する</p>	X A A

<p>ようにしたもの その他のもの</p>	<p>播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところに より証明されたもの その他のもの</p>	<p>〇七・一四 カッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、かんしょその他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切つてあるかないか又はペレット状にしてあるかないかを問わない。）並びにサゴやしの髓</p>	<p>〇七一四・一〇 カッサバ芋 冷凍したもの 飼料用のもの</p>	<p>注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。 その他のもの その他のもの 粉又はミールのペレット 飼料用のもの</p>	<p>注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。 その他のもの その他のもの</p>
A	X A	A	<p>一一％ B 10</p>	A	X

<p>第八類</p> <p>○八・〇一</p> <p>○八・〇二</p> <p>○八〇二・一一</p> <p>○八〇二・一二</p>	<p>○七一四・二〇</p> <p>○七一四・九〇</p>	<p>食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮 ココヤシの実、ブラジルナット及びカシューナット（生鮮のもの及び乾燥したものに 限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。） その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてある かないかを問わない。） アーモンド 殻付きのもの 殻を除いたもの</p>	<p>飼料用のもの</p> <p>注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。</p> <p>その他のもの</p> <p>かんしょ</p> <p>冷凍したもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>冷凍したもの</p> <p>さといも</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>A A</p> <p>A</p>	<p>九%</p> <p>一二%</p> <p>一〇%</p> <p>一二・八%</p> <p>一二%</p> <p>九%</p> <p>B 10</p> <p>B 10</p> <p>B 10</p> <p>B 15</p> <p>B 15</p> <p>B 10</p> <p>A</p>
--	-------------------------------	---	---	---------------------	--

○八〇二・二二	へーゼルナット（コリユルス属のもの）
○八〇二・二二	殻付きのもの
○八〇二・二二	殻を除いたもの
○八〇二・三一	くるみ
○八〇二・三一	殻付きのもの
○八〇二・三二	殻を除いたもの
○八〇二・四〇	くり（カスターネア属のもの）
○八〇二・五〇	ピスタチオナット
○八〇二・六〇	マカダミアナット
○八〇二・九〇	その他のもの
	びんろう子及びペカン
	その他のもの
○八〇三・〇〇	バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）
	生鮮のもの
	乾燥したもの
○八・〇四	なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカド、グアバ、マンゴー及びマンゴ
	スチン（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）
○八〇四・一〇	なつめやしの実
○八〇四・二〇	いちじく
○八〇四・三〇	パイナップル

										九・六%	一〇%	一〇%		
X	B	A		A	X					B	B	B	A	A
	10									15	10	10		

○八〇七・一一	すいか
○八〇七・一九	その他のもの
○八〇七・二〇	パイヤ
○八・〇八	りんご、なし及びマルメロ（生鮮のものに限る。）
○八〇八・一〇	りんご
○八〇八・二〇	なし及びマルメロ
○八・〇九	あんず、さくらんぼ、桃（ネクタリンを含む。）、プラム及びスロー（生鮮のものに限る。）
○八〇九・一〇	あんず
○八〇九・二〇	さくらんぼ
○八〇九・三〇	桃（ネクタリンを含む。）
○八〇九・四〇	プラム及びスロー
○八・一〇	その他の果実（生鮮のものに限る。）
○八一〇・一〇	ストロベリー
○八一〇・二〇	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー
○八一〇・四〇	クランベリー、ビルベリーその他のバキニウム属の果実
○八一〇・五〇	キウイフルーツ
○八一〇・六〇	ドリアン
○八一〇・九〇	その他のもの
	ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びびごれんし

		六・四%			六%	六%	六%	八・五%	六%		四・八%	一七%	
A	A	B 10	A	A	B 10	B 10	B 10	B 10	B 10		B 10	B 10	

<p>○八・一二</p>	<p>一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）</p> <p>さくらんぼ</p> <p>その他のもの</p> <p>バナナ及びオレンジ</p> <p>グレープフルーツ（ポメロを含む。）</p> <p>その他のもの</p> <p>レモン及びライム（保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものを除く。）</p> <p>くり</p> <p>その他のもの</p> <p>マンダリン、タンジエリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、</p>	<p>一七%</p> <p>一〇%</p> <p>九・六%</p> <p>B 15</p> <p>X</p> <p>A</p>
<p>○八・一二</p>	<p>パパイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パツシヨンフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ、レイシ、ベリー及びカムカム</p> <p>桃及びなし</p> <p>その他のもの</p>	<p>一二%</p> <p>七%</p> <p>B 10</p> <p>B 10</p> <p>A</p>

○八一三・五〇	この類のナット又は乾燥果実を混合したもの ナット又は乾燥果実の単一成分の含有量が全重量の五〇%を超えるもの（くり、くるみ、ピスタチオナット、第〇八〇二・九〇号のナット（びんろう子を除く。）又は第〇八一三・一〇号から第〇八一三・四〇号までの乾燥果実のいずれかを含むものを除く。） その他のもの	九% 九% A	B B A	五 七	○八一三・一〇 ○八一三・二〇 ○八一三・三〇 ○八一三・四〇	その他の果実 べりー、パイヤ、ポポー、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、シユガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ及びサントル 干しがき その他のもの	○八一三・一〇 ○八一三・二〇 ○八一三・三〇 ○八一三・四〇	りんご ブルーベリー あんず その他のもの	○八一三・一〇 ○八一三・二〇 ○八一三・三〇 ○八一三・四〇	乾燥果実（第〇八・〇一項から第〇八・〇六項までのものを除く。）及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの その他のもの ウイリングその他これらに類するかんきつ類の交雑種 その他のもの	一二% 九% 九% 一二%	B A B A B B X	10 7 7 10
---------	---	---------------	-------------	--------	--	--	--	--------------------------------	--	---	------------------------	---------------------------------	--------------------

○八一四・〇〇	かんきつ類の果皮及びメロン（すいかを含む。）の皮（生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）		A
第九類 ○九・〇一	<p>コーヒー、茶、マテ及び香辛料</p> <p>コーヒー（いつてあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。）、 コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物（コーヒーの含有量の いかんを問わない。）</p> <p>コーヒー（いつたものを除く。）</p> <p>カフェインを除いてないもの</p> <p>カフェインを除いたもの</p> <p>コーヒー（いつたものに限る。）</p> <p>カフェインを除いてないもの</p> <p>カフェインを除いたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）</p> <p>緑茶（発酵していないもので、正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたもの 限る。）</p> <p>その他の緑茶（発酵していないものに限る。）</p> <p>くず（飲用に適するものを除く。）</p>	<p>一七%</p> <p>一二%</p> <p>一二%</p>	<p>A</p> <p>B 15</p> <p>A</p> <p>B 3</p> <p>B 3</p> <p>A</p> <p>A</p>

○九〇二・三〇	その他のもの 紅茶及び部分的に発酵した茶（正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに 限る。）	一 七 %	B 15
○九〇二・四〇	紅茶 その他のもの その他の紅茶及び部分的に発酵した茶 くず（飲用に適するものを除く。） その他のもの	一 七 % 一 二 %	B 15 B 10
○九〇三・〇〇	マテ その他のもの	一 七 %	B 15
○九・〇四	とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破砕し又は粉碎したものに限る。）及び こしょう属のペッパー		A
○九〇五・〇〇	バニラ豆		A
○九・〇六	けい皮及びシンナモンツリーの花		A
○九〇七・〇〇	丁子（果実、花及び花梗 <small>はなぐせ</small> に限る。）		A
○九・〇八	肉づく、肉づく花及びカルダモン類		A
○九・〇九	アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及び ジュニパーベリー		A
○九・一〇	しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料		A

<p>第一〇類</p> <p>一〇・〇一</p> <p>一〇〇二・〇〇</p> <p>一〇〇三・〇〇</p> <p>一〇〇四・〇〇</p> <p>一〇・〇五</p> <p>一〇〇五・一〇</p>	<p>〇九一〇・一〇</p> <p>〇九一〇・九一</p> <p>〇九一〇・九九</p> <p>〇九一〇・三〇</p> <p>〇九一〇・二〇</p>
<p>穀物</p> <p>小麦及びメスリン</p> <p>ライ麦</p> <p>大麦及び裸麦</p> <p>オート</p> <p>とうもろこし</p> <p>播種用のもの</p> <p>薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適する</p>	<p>しょうが</p> <p>塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの</p> <p>の</p> <p>その他のもの</p> <p>サフラン</p> <p>うこん</p> <p>その他の香辛料</p> <p>この類の注1(b)の混合物</p> <p>その他のもの</p> <p>カレー</p> <p>その他のもの</p>
	<p>七・二%</p> <p>九%</p>
<p>A X A X</p>	<p>A B 10 A A A B 10</p>

一〇〇五・九〇	その他のもの	一キログラムにつき九円	A
爆裂種のもの（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。）	その他のもの	A	A
飼料用のもの	注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。	A	A
その他のもの	米	X	X
グレーンソルガム	そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物	A	A
そば	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種 ^は 用に適するようにしたもの	九%	A
ミレット	その他のもの	B	A
カナリーシード	その他の穀物	A	A
薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種 ^は 用に適する	その他の穀物	10	A
一〇〇八・二〇			
一〇〇八・三〇			
一〇〇八・九〇			

<p>第二類</p> <p>一一〇一・〇〇</p> <p>一一・〇二</p> <p>一一〇二・一〇</p> <p>一一〇二・二〇</p> <p>一一〇二・九〇</p> <p>一一・〇三</p> <p>一一〇三・一一</p> <p>一一〇三・一三</p> <p>一一〇三・一九</p>	
<p>穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン</p> <p>小麦粉及びメスリン粉</p> <p>穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）</p> <p>ライ麦粉</p> <p>とうもろこし粉</p> <p>その他のもの</p> <p>大麦粉、裸麦粉、ライ小麦粉及び米粉</p> <p>その他のもの</p> <p>ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット</p> <p>ひき割り穀物及び穀物のミール</p> <p>小麦のもの</p> <p>とうもろこしのもの</p> <p>その他の穀物のもの</p> <p>大麦、裸麦、ライ小麦又は米のもの</p> <p>オートのもの</p>	<p>ようにしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>ライ小麦</p> <p>その他のもの</p>
<p>一一・三%</p> <p>一五%</p> <p>一一・二%</p>	<p>B 10</p> <p>X</p> <p>X</p> <p>X</p> <p>B 10</p> <p>X</p> <p>X</p> <p>B 10</p> <p>X</p> <p>A</p> <p>X</p> <p>A</p>

一一〇四・二九	その他のもの	一八%	B	10
	その他の穀物のもの			
	小麦、ライ小麦、米、大麦又は裸麦のもの			
	その他のもの	一七%	B	10
一一〇四・三〇	穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）		X	
一一〇五	ばれいしよの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット	二〇%	B	15
一一〇六	乾燥した豆（第七・一三項のものに限る。）			
	七・一四項のものに限る。）の粉及びミール並びに第八類の物品の粉及びミール			
一一〇六・一〇	乾燥した豆（第七・一三項のものに限る。）のもの		X	
一一〇六・二〇	サゴやし又は根若しくは塊茎（第七・一四項のものに限る。）のもの			
	カッサバ芋のもの			
	飼料用のもの		A	
	注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。			
	その他のもの		X	
	その他のもの	一一・三%	B	15
一一〇六・三〇	第八類の物品のもの			
	バナナのもの			
	飼料用のもの		A	
	注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。			
	その他のもの	一五%	B	10

<p>一・一〇七 一・一〇八 一・一〇九・一〇〇</p>	<p>その他のもの 麦芽（いつてあるかないかを問わない。） でん粉及びイヌリン 小麦グルテン（乾燥してあるかないかを問わない。）</p>	<p>一五%</p>	<p>X X X B 10</p>
<p>第二類 一・一〇一・一〇〇 一・一〇二 一・一〇二・一〇 一・一〇二・二〇〇</p>	<p>採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物 大豆（割ってあるかないかを問わない。） 落花生（いつてないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。） 殻付きのもの 採油用のもの 注 税関当局の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。 その他のもの 殻を除いたもの（割ってあるかないかを問わない。） 採油用のもの 注 税関当局の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。 その他のもの コプラ 亜麻の種（割ってあるかないかを問わない。）</p>	<p>A A X A X A A</p>	<p>A A X A X A A</p>

一二・〇五	菜種（割ってあるかないかを問わない。）	A
一二〇六・〇〇	ひまわりの種（割ってあるかないかを問わない。）	A
一二・〇七	その他の採油用の種及び果実（割ってあるかないかを問わない。）	A
一二・〇八	採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタードの粉及びミールを除く。）	A
一二・〇九	播種用の種、果実及び孢子	A
一二・一〇	ホップ（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉碎し、粉状にし又はペレット状にしたものであるかないかを問わない。）及びルプリン	A
一二・一一	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、碎き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	A
一二・一二	海藻その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根でいつてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	A
一二二二・二二〇	海藻その他の藻類 食用の海藻その他の藻類（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限り。） その他のもの ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属	X

<p>第一三類 一三・〇一 一三・〇二</p>	<p>一二二二・九一 一二二二・九九 一二二三・〇〇 一二・一四</p>	<p>ぶ属のもの ふのり属のもの その他のもの その他のもの その他のもの てん菜 その他のもの こんにやく芋（アモルフオファルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。） その他のもの 穀物のわら及び殻（切り、粉碎し、圧縮し又はペレット状にしたものであるかないかを問わないものとし、調製したものを除く。） ルタバガ、飼料用のビートその他の飼料用の根菜類、飼料用の乾草、ルーサン（アルファルファ）、クローバー、セインホイン、飼料用のケール、ルーピン、ベッチその他これらに類する飼料用植物（ペレット状にしてあるかないかを問わない。）</p> <p>ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン（例えば、バルサム） 植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシクナー（変性させてあるかないかを問わない。）</p>	<p>三・五%</p>	<p>A A A A X A A B A 10</p>
---------------------------------	--	---	-------------	---------------------------------

<p>第一四類 一四・〇一</p>	<p>一三〇二・一一 一三〇二・一二 一三〇二・一三 一三〇二・一九</p>	<p>植物性の液汁及びエキス 生あへん 甘草のもの ホップのもの その他のもの 飲料のもと 植物性の一種類の原料から得たもの その他のもの その他のもの 除虫菊エキス その他のもの ペクチン質、ペクチニン酸塩及びペクチン酸塩 植物性原料から得た粘質物及びシツクナー（変性させてあるかないかを問わない。） 寒天 ローカストビーン若しくはその種又はグアーシードから得た粘質物及びシツクナー（変性させてあるかないかを問わない。） その他のもの</p>	<p>一〇% 一六・五% 六%</p>	<p>A A X A A B B A A A 7 15 7</p>
<p>植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品 主として組物に使用する植物性材料（例えば、穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色</p>				

<p>一四〇一・一〇 一四〇一・二〇 一四〇一・九〇</p>	<p>したものの、竹、とう、あし、いぐさ、オージヤ、ラファイア及びライム樹皮) 竹 とう その他のもの いぐさ、七島い(キュペルス・テゲティフォルミス)及び莞草(キュペルス・エ クサルタトウス) その他のもの 植物性生産品(他の項に該当するものを除く。)</p>	<p>八・五%</p>	<p>A A B A A 10</p>
<p>第一五類 一五〇一・〇〇</p>	<p>動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろ う 豚脂(ラードを含む。)及び家きん脂(第〇二・〇九項又は第一五・〇三項のものを除 く。) 豚脂 酸価が一・三を超えるもの その他のもの その他のもの</p>	<p>六・四%</p>	<p>A A B X A 10</p>
<p>一五〇二・〇〇 一五〇三・〇〇</p>	<p>牛、羊又はやぎの脂肪(第一五・〇三項のものを除く。) ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びタロー油(乳化、混合 その他の調製をしてないものに限る。)</p>		

一五・〇四	魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	三・五%	B 10
一五〇四・一〇	魚の肝油及びその分別物	七%（その率が一キログラムにつき四円二〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B 10
一五〇四・二〇	魚の油脂及びその分別物（肝油を除く。）		
一五〇四・三〇	海棲哺乳動物の油脂及びその分別物		
	鯨油		
	その他のもの	三・五%	A B 10
一五〇五・〇〇	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）		
一五〇六・〇〇	その他の動物性油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	六・四%	B 10
一五・〇七	大豆油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		
一五・〇八	落花生油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		

一五・〇九	オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	A
一五一〇・〇〇	オリーブのみから得たその他の油及びその分別物（第一五・〇九項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	A
一五・一一	パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	A
一五・一二	ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	A
一五二二・一一	粗油	X
一五二二・一九	その他のもの	X
一五二二・二一	綿実油及びその分別物	X
	粗油（ゴシポールを除いてあるかないかを問わない。）	A
	輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの	A
一五二二・二九	その他のもの	X
	輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの	A
	その他のもの	X
一五・二三	やし（コブラ）油、パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工	A

一五・一四	をしない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。） 菜種油及びからし油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	
一五・一五	その他の植物性油脂及びその分別物（ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。） 亜麻仁油及びその分別物 粗油	
一五一五・一一	粗油	
一五一五・一九	その他のもの	
一五一五・二一	とうもろこし油及びその分別物 粗油	
一五一五・二九	その他のもの	
一五一五・三〇	ひまし油及びその分別物	
一五一五・五〇	ごま油及びその分別物	
一五一五・九〇	その他のもの オイチシカ油、桐油、カメラリヤ油、漆ろう、はぜろう及びホホバ油並びにこれらの分別物 その他のもの	
一五・一六	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）	
		A X A X A X X X X X X A

一五・一七	マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第一五・一六項の食用の油脂及びその分別物を除く。）	
一五一七・一〇	マーガリン（液状マーガリンを除く。）	X
一五一七・九〇	その他のもの	
	動物性油脂又はその分別物の混合物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの（精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）を含み、その他の調製をしたものを除く。）	
	完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの	六・四%
	植物性油脂又はその分別物の混合物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの（精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）を含み、その他の調製をしたものを除く。）	
	完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの	
	その他のもの	
	離型油	二・九%
	B X A 10	B A 10

一五二一・〇〇	その他のもの 動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第一五・一六項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	X
一五二〇・〇〇	グリセリン（粗のものに限る。）、グリセリン水及びグリセリン廃液	A A
一五・二二	植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、みつろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）	A
一五二二・一〇	植物性ろう	A
一五二二・九〇	その他のもの みつろう	X
一五二二・〇〇	その他のもの デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物	A A
第一六類 一六〇一・〇〇 一六・〇二 一六〇二・一〇	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品 ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉又は血から製造したものに限り。）及びこれらの物品をもととした調製食料品 その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血 均質調製品	X X

一六〇二・二〇	動物の肝臓のもの
一六〇二・三一	第〇一・〇五項の家きんのもの
一六〇二・三二	七面鳥のもの
一六〇二・三三	鶏（ガルス・ドメステイクス）のもの
一六〇二・三九	その他のもの
一六〇二・四一	豚のもの
一六〇二・四二	もも肉及びこれを分割したもの
一六〇二・四九	その他のもの（混合物を含む。）

腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限り。）

その他のもの

牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの

その他のもの

腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限り。）

その他のもの

豚のもの

もも肉及びこれを分割したもの

肩肉及びこれを分割したもの

その他のもの（混合物を含む。）

腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限り。）

A	X	X	B	X	A	X	A	X	A	X	X
			六%								
			10								

<p>第一七類</p> <p>一七・〇一</p> <p>一七・〇二</p> <p>一七〇二・一一</p>	<p>一六〇五・三〇</p> <p>一六〇五・四〇</p> <p>一六〇五・九〇</p>	<p>糖類及び砂糖菓子</p> <p>甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粹なしよ糖（固体のものに限る。）</p> <p>その他の糖類（化学的に純粹な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）</p> <p>糖水（香料又は着色料を加えてないものに限る。）</p> <p>人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル</p> <p>乳糖及び乳糖水</p> <p>無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の九九%以上のも</p>	<p>その他のもの</p> <p>ロブスター</p> <p>その他の甲殻類</p> <p>えび</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>くん製したもの</p> <p>その他のもの</p> <p>いか及びくらげ</p> <p>いか</p> <p>くらげ</p> <p>その他のもの</p>	<p>X</p>	<p>一〇%</p> <p>X B X X B X X B</p> <p>10 10 10</p> <p>九・六%</p> <p>五・三%</p>
--	--	--	--	----------	---

一七〇二・一九	その他のもの	
一七〇二・二〇	かえで糖及びかえで糖水	
一七〇二・三〇	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇%未満のものに限る。）	
一七〇二・四〇	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇%以上五〇%未満のものに限るものとし、転化糖を除く。）	
一七〇二・五〇	果糖（化学的に純粹なものに限る。）	
一七〇二・六〇	その他の果糖及び果糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の五〇%を超えるものに限るものとし、転化糖を除く。）	
一七〇二・九〇	その他のもの（転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の五〇%含有するものを含む。）	
	砂糖、砂糖水、人造はちみつ及びカラメル	
	ハイ・テスト・モラセス	
	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五ーリボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの	
	その他のもの	
	その他のもの	
一七〇三	糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）	
一七〇三・一〇	甘しや糖みつ	
		三%
	X X B	X X X X X X A A
		10

<p>一八〇六・二〇</p>	<p>ココア及びその調製品 カカオ豆（生のもの及びいったもので、全形のもの及び割ったものに限る。） カカオ豆の殻、皮その他のくず ココアペースト（脱脂してあるかないかを問わない。） 脱脂してないもの 完全に又は部分的に脱脂したもの カカオ脂 ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。） チョコレートその他のココアを含有する調製食料品 ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。） 砂糖を加えたもの その他のもの その他の調製品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。） 第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココア粉の含有量が全重量の一〇％未満のものに限る。） ミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上 のもの（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）</p>	<p>一五％</p>	<p>X B 10</p>
<p>一八〇六・一〇</p>	<p>ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）</p>	<p>一一・九％</p>	<p>B 7</p>
<p>一八〇五・〇〇</p>	<p>ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）</p>	<p>一〇％</p>	<p>A B 7</p>
<p>一八〇四・〇〇</p>	<p>ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）</p>	<p>五％</p>	<p>B 7</p>
<p>一八〇三・二〇</p>	<p>ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）</p>	<p>一〇％</p>	<p>B 7</p>
<p>一八〇三・一〇</p>	<p>ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）</p>	<p>五％</p>	<p>B 7</p>
<p>一八〇二・〇〇</p>	<p>ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）</p>	<p>一〇％</p>	<p>A A</p>
<p>一八〇一・〇〇</p>	<p>ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）</p>	<p>一〇％</p>	<p>A A</p>
<p>第一八類</p>	<p>ココア及びその調製品</p>	<p>一〇％</p>	<p>A A</p>

<p>一九・〇二</p>	<p>第一九類 一九・〇一</p> <p>穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品 麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食品 (ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有 量が全重量の四〇%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)及び 第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食品(ココアを含有するもの あつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五%未満の ものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)</p> <p>スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニそ の他のパスタ(加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたも の)</p>	<p>第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食品(ココア粉の含有 量が全重量の一〇%未満のものに限る。)</p> <p>ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以 上のもの(加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。)</p> <p>その他のもの 砂糖を加えたもの その他のもの 砂糖を加えたもの その他のもの 砂糖を加えたもの その他のもの</p>
<p>X</p>	<p>Ph X Ph Pi X</p>	

一九〇三・〇〇	のであるかないかを問わない。)及びクースクース(調製してあるかないかを問わない。)	X
一九〇四	タピオカ及びでん粉から製造したタピオカ代用物(フレーク状、粒状、真珠形、ふるいかす状その他これらに類する形状のものに限る。)	X
一九〇四・一〇	穀物又は穀物産品を膨張させて又はいつて得た調製食料品(例えば、コーンフレーク)並びに粒状又はフレーク状の穀物(とうもろこしを除く。)及びその他の加工穀物(粉、ひき割り穀物及びミールを除く。)であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの(他の項に該当するものを除く。)	X
一九〇四・二〇	穀物又は穀物産品を膨張させて又はいつて得た調製食料品 朝食用穀物調製品(米、小麦、ライ小麦、大麦又は裸麦を単に膨張させて又はいつて得たものを除く。)	X Pb
一九〇四・三〇	その他のもの	X
一九〇四・九〇	いつてない穀物のフレークから得た調製食料品及びいつてない穀物のフレークといつた穀物のフレーク又は膨張させた穀物との混合物から得た調製食料品	X
一九〇五	ブルガー小麦 その他のもの	X
一九〇五・一〇	パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品(ココアを含有するかしないかを問わない。)及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品 クリスプブレッド	X

<p>第二〇類 二〇・〇一 二〇〇一・一〇 二〇〇一・九〇</p>	
<p>野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品 食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分 きゅうり及びガーキン 砂糖を加えたもの その他のもの その他のもの 砂糖を加えたもの パイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン スイートコーン ヤングコーンコブ その他のもの その他のもの</p>	<p>主としてばれいしよの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの その他のもの</p>
<p>一五% 一六・八% 一〇・五%</p>	<p>九%</p>
<p>B 10 B 15 B 10 A</p>	<p>X B 10</p>

二〇〇三・二〇	砂糖を加えたもの	一三・六%	A
二〇〇三・九〇	砂糖を加えたもの その他のもの	一三・六%	A
二〇〇三・九〇	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	一三・六%	B 10
二〇〇三・二〇	フレンチマッシュルーム	一三・六%	B 10
二〇〇三・九〇	その他のもの	一三・六%	A
二〇〇三・九〇	その他のもの	一三・六%	A
二〇〇三・九〇	トリフ	一三・六%	A
二〇〇三・九〇	その他のもの	一三・六%	A
二〇〇三・九〇	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）	一三・六%	A
二〇〇四・一〇	ばれいしよ	八・五%	B 15
二〇〇四・一〇	単に加熱による調理をしたもの	八・五%	B 15
二〇〇四・一〇	その他のもの	八・五%	B 15
二〇〇四・一〇	マッシュポテト	一三・六%	B 10
二〇〇四・一〇	その他のもの	一三・六%	B 15
二〇〇四・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの	一三・六%	B 15
二〇〇四・九〇	砂糖を加えたもの	一〇・五%	B 10
二〇〇四・九〇	スイトコーン	一〇・五%	B 10

二〇〇五・四〇	その他のもの	九%	B	7
	えんどう（ピスマ・サティヴム）			
	砂糖を加えたもの			
	その他のもの			
	気密容器入りのもの（容器とも一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）			
	さや付きのもの	一二%	B	10
	その他のもの	一五%	B	10
	その他のもの			
	さや付きのもの	九%	B	10
	その他のもの			
二〇〇五・五一	ささげ属又はいんげんまめ属の豆	一三・六%	B	10
	さを除いた豆			
	砂糖を加えたもの			
	気密容器入りのもの（トマトピューレーその他のトマトの調製品及び豚の肉又はラードその他の豚脂を含有するものに限る。）			
	その他のもの	一四%	B	10
	その他のもの			
	その他のもの			
二〇〇五・五九	砂糖を加えたもの		X	

二〇〇六・〇〇	砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分（ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限り。） マロングラッセ その他のもの	肉又はラードその他の豚脂を含有するものに限り。） その他のもの その他のもの その他のもの ヤングコーンコブ 豆（さや付きのものを除く。） サワークラウト その他のもの 気密容器入りのもの（容器とも一つの重量が一〇キログラム以下のものに限り。） にんにくの粉 その他のもの その他のもの にんにくの粉 その他のもの	一四％ X X B 10
二〇〇七	ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及び果実又は	一〇・五％ 九％ 一八％ B 10	一五％ B 10

二〇〇七・一〇	<p>ナットのペースト（加熱調理をして得られたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）</p> <p>均質調製果実</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p>	砂糖を加えたもの	その他のもの	その他のもの	かんきつ類の果実	ジャム、フルーツゼリー及びマーマレード	砂糖を加えたもの	その他のもの	フルーツピューレー及びフルーツペースト	砂糖を加えたもの	その他のもの	その他のもの	ジャム及びフルーツゼリー	砂糖を加えたもの	その他のもの	その他のもの	砂糖を加えたもの	フルーツピューレー及びフルーツペースト	
二〇〇七・九一		二一・三%	三四%	B 15	B 15	Pd Pg	Pd	Ph Pl	B	B	B	B	Pl	10	10	10	10	10	10
二〇〇七・九九	一六・八%	一二%	B 10	B 10	Pl	Pl	Pl	B	B	B	10	10	10	10	10	10	10	10	10

二〇・〇八	<p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>フルーツピューレー及びフルーツペースト</p> <p>その他のもの</p> <p>果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）</p>	Pj Ph Pm
二〇〇八・一一	<p>ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。）</p> <p>落花生</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>ピーナツバター</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>ピーナツバター</p> <p>その他のもの</p>	一 二 %
二〇〇八・一九	<p>その他のもの（混合したものを含む。）</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>パルプ状のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>カシューナット及びその他のいっただナット</p>	一 二 %

二〇〇八・七〇	二〇〇八・六〇	二〇〇八・五〇
---------	---------	---------

桃 (ネクタリンを含む。)	さくらんぼ	あんず	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの
砂糖を加えたもの	砂糖を加えたもの	砂糖を加えたもの	砂糖を加えたもの	その他のもの							
パルプ状のもの											

二二%	一五%	一〇・八%	一五%	一二%	一〇・九%	一五%	一二%	一〇・八%	二二%
B 10	B 15								

二〇〇八・八〇

気密容器入りのもの
その他のもの
その他のもの
気密容器入りのもの
容器ともの一箇の重量が二キログラム以上のもの
その他のもの
その他のもの
その他のもの
パルプ状のもの
その他のもの
気密容器入りのもの
その他のもの
気密容器入りのもの
その他のもの
ストロベリー
砂糖を加えたもの
パルプ状のもの
その他のもの
その他のもの
パルプ状のもの

一 五 %	一 一 %	二 一 %	九 ・ 六 %	六 ・ 七 %	二 一 ・ 三 %	一 七 %	一 三 ・ 四 %	八 %	六 ・ 七 %	二 九 ・ 八 %	二 一 ・ 三 %
B 10	B 10	B 15	B 10	B 10	B 10	B 10	B 10	B 10	B 10	B 15	B 15

二〇〇八・九二	二〇〇八・九一
---------	---------

その他のもの
 パームハート
 混合したもの
 ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル
 砂糖を加えたもの
 その他のもの
 その他のもの
 砂糖を加えたもの
 パルプ状のもの
 その他のもの
 その他のもの
 パルプ状のもの
 その他のもの
 梅
 その他のもの
 砂糖を加えたもの
 パルプ状のもの
 バナナ及びアボカド

二二%	一二%	一七%	二一・三%	二三・八%	二九・八%	六%	一五%	一二%
B 10	B 10	B 10	B 15	B 10	B 15	A B 5	B 10	B 10

その他のもの	二九・八%	B 15
その他のもの		
ベリー及びプルーン	一一%	B 7
バナナ、アボカド、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	一一%	B 7
気密容器入りのもの		
その他のもの	一一%	B 10
その他のもの		
ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし	一四%	B 10
その他のもの	一六・八%	B 15
その他のもの		
パルプ状のもの		
バナナ、アボカド、プルーン、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	一五%	B 10
カムカム		
その他のもの		
その他のもの	二一・三%	B 15
プルーン、バナナ、アボカド、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン		
さといも（冷凍したものに限り。）		
その他のもの	一〇%	B 7
ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ、ごれんし、爆裂種のとうもろこし（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに		

限る。)及びカムカム	かんしょ(単に蒸気又は水煮による加熱をした後、乾燥したもので、全形のもの及び断片状のものに限る。)	その他のもの	二〇・〇九
	果実又は野菜のジュース(ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)	オレンジジュース	二〇〇九・一一
	砂糖を加えたもの	しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のもの	
	その他のもの	その他のもの	
	その他のもの		
A	一二% B 15	一二% B 7	二五・五% B 15 二九・八% B 15 (その率が一 キログラムに つき二三円の 従量税率より 低いときは、 当該従量税 率)

二〇〇九・一二	しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの その他のもの	二一・三% 二五・五%	B 15	B 15
冷凍していないもの（ブリックス値が二〇以下のものに限る。） 砂糖を加えたもの	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの その他のもの	二五・五% 二九・八%	B 15	B 15
二〇〇九・一九	その他のもの しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの その他のもの その他のもの 砂糖を加えたもの しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの	二一・三% 二五・五%	B 15	B 15

の その他のもの	その他のもの しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの その他のもの	二五・五% B 15 二九・八% B 15 (その率が一 キログラムに つき二三円の 従量税率より 低いときは、 当該従量税 率)
の その他のもの	二〇〇九・二二 グレープフルーツ(ポメロを含む。)ジュース ブリティクス値が二〇以下のもの 砂糖を加えたもの しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のもの その他のもの	二三% B 15 二九・八% B 15 (その率が一 キログラムに

二〇〇九・二九

その他のもの

しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

その他のもの

その他のもの

砂糖を加えたもの

しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの

その他のもの

つき二三円の 従量税率より 低いときは、 当該従量税 率）	一九・一% 二五・五%	二九・八% 二三%	（その率が一 キログラムに つき二三円の 従量税率より 低いときは、 当該従量税 率）
	B 15 B 15	B 15 B 15	

二〇〇九・三一

その他のもの

しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

その他のもの

その他のかんきつ類の果実のジュース（二以上の果実から得たものを除く。）

ブリックス値が二〇以下のもの

砂糖を加えたもの

しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの

の

その他のもの

その他のもの

しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

レモンジュース

ライムジュース

一九・一%
二五・五%

B 15
B 15

二三%
二九・八%

B 15
B 15

（その率が一
キログラムに
つき二三円の
従量税率より
低いときは、
当該従量税
率）

六%
一二%

B 5
B 10

二〇〇九・三九

その他のもの

その他のもの

その他のもの

砂糖を加えたもの

しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの

その他のもの

その他のもの

しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの

レモンジュース

ライムジュース

その他のもの

その他のもの

一九・一％

二五・五％

二九・八％

（その率が一

キログラムに

つき二三円の

従量税率より

低いときは、

当該従量税

率）

率）

B 15

B 15

B 15

B 15

六％

一二％

一九・一％

二五・五％

B 5

B 10

B 15

B 15

二〇〇九・四一	パイナップルジュース				
二〇〇九・四九	ブリックス値が二〇以下のもの				
二〇〇九・五〇	その他のもの				
	トマトジュース				
	ぶどうジュース（ぶどう搾汁を含む。）				
二〇〇九・六一	ブリックス値が三〇以下のもの				
	砂糖を加えたもの				
	の				
	しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの				
	その他のもの				
	の				
	その他のもの				
二〇〇九・六九	砂糖を加えたもの				

二九・八%	二二三%				
(その率が一					
キログラムに					
つき二三円の					
従量税率より					
低いときは、					
当該従量税					
率)					
一九・一%					
B	B	X	X	X	
15	15				

しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの の その他のもの	二九・八％ （その率が一 キログラムに つき二三円の 従量税率より 低いときは、 当該従量税 率）	B 15 B 15
その他のもの	一九・一％	B 15
しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの の その他のもの	二五・五％	B 15
りんごジュース ブリックス値が二〇以下のもの 砂糖を加えたもの	二五・五％	B 15
しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの の その他のもの	二二・三％ 三四％（その 率が一キログ	B 15 B 15

二〇〇九・七一

二〇〇九・七九

その他のもの

しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

その他のもの

その他のもの

砂糖を加えたもの

しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの

その他のもの

その他のもの

ラムにつき二 三円の従量税 率より低いと きは、当該従 量税率)	一九・一% 二九・八%	二 三%	三 四% (その 率が一キログ ラムにつき二 三円の従量税 率より低いと きは、当該従 量税率)
	B 15	B 15	B 15

二〇〇九・八〇

しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

その他のもの

その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）

果汁

砂糖を加えたもの

しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの

その他のもの

その他のもの

しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

プルーンジュース

その他のもの

その他のもの

一九・一%	B 15
二九・八%	B 15
二九・八%	B 15
二五・五%	B 15
一四・四%	B 10
一九・一%	B 15
二五・五%	B 15

二〇〇九・九〇

野菜ジュース

砂糖を加えたもの

その他のもの

気密容器入りのもの

その他のもの

混合ジュース

混合果汁

砂糖を加えたもの

しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの
その他のもの

その他のもの

しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの

一九・一％	二九・八％	二九・八％	二九・八％	七・二％	九％	八・一％
B 15	B 15	B 15	B 15	B 7	B 7	B 7

	<p>その他のもの 混合野菜ジュース 砂糖を加えたもの その他のもの</p>		<p>二五・五％ B 15</p>
<p>第二類 二一・〇一</p>	<p>各種の調製食料品 コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチョコレートその他のコーヒー代用物（いったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物 コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品 エキス、エッセンス及び濃縮物 砂糖を加えたもの その他のもの エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品 エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品 砂糖を加えたもの その他のもの コーヒーをもととした調製品</p>	<p>五・四％ B 5</p>	<p>A X A X</p>

二二〇一・二〇	<p>ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品</p> <p>茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品</p> <p>インスタントティー</p> <p>その他のもの</p> <p>茶又はマテをもととした調製品</p> <p>ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p>	一五%	B	X	X
二二〇一・三〇	<p>チコリーその他のコーヒー代用物（いったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物</p>	一五%	B	X	X
二二・〇二	<p>酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限るものとし、第三〇・〇二項のワクチンを除く。）並びに調製したベーキング</p>	六%	B	5	

二二・〇四	その他のもの	一〇・五%	B7
二二・〇四	スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品		
二二〇四・一〇	スープ、ブロス及びスープ用又はブロス用の調製品		
	野菜のもの（気密容器入りのものに限る。）	七%	B5
	その他のもの	八・四%	B5
二二〇四・二〇	均質混合調製食料品	一二%	B10
二二〇五・〇〇	アイスクリームその他の氷菓（ココアを含有するかしないかを問わない。）		X
二二・〇六	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）		
二二〇六・一〇	たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質		
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上の調製品（たんぱく質の含有量が全重量の八〇%以上でその成分中植物性たんぱくの重量が最大のたんぱく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので一個の正味重量が五〇〇グラム未満のものを除く。）		X
	その他のもの		
	砂糖を加えたもの		X
	その他のもの		
	植物性たんぱく		
	たんぱく質の含有量が全重量の八〇%以上でその成分中植物性たんぱくの重量が最大のたんぱく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので一個の正味重量が五〇〇グラム未満のもの	一〇・六%	B10

二一〇六・九〇

その他のもの

その他のもの

その他のもの

ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上の調製品

乳脂肪分が全重量の三〇%以下のもの

チーズ、ワイン及び他の成分（例えば、蒸留酒、塩、でん粉、香辛料。ただし、でん粉については、その含有量が全重量の三%以下のものに限る。）から成り、チーズの含有量が全重量の五〇%以上であり、かつ、アルコール飲料の含有量が全重量の二〇%以上のものうち、小売用の容器入りにしたもの（容器とも一つの重量が〇・九キログラム以下のものに限る。）

注 関税上の特惠待遇を受けるために必要な申告を付さなければならぬ。当該申告のために必要な手続については、別添二で定める。

その他のもの

その他のもの

その他のもの

米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の三〇%を超える調製食品

その他のもの

糖水（着色料又は香味料を加えたものに限る。）、チューインガム及びこん

一〇・六%

一五%

B 7

B 10

Q

(Qf)

X

X X

調製食用脂（第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の一五％を超え三

〇％未満のものに限る。）

アルコールを含有しない飲料のもと

おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの

その他のもの

その他のもの

第〇四・一〇項の物品のもの

その他のもの

ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの

ビタミンをもととした栄養補助食品

植物性たんぱくを加水分解したもの

その他のもの

たんぱく質変性防止剤（冷凍すり身の製造に使用する種類のものでソルビトールその他の政令で定める物品に政令で定める調製を加えたものに限る。）

その他のもの

ひじき（ヒジキア・フスイフォルミス）その他の第一二二二・

二〇号の物品のもの

その他のもの

					一〇％	一二％	
				九％	B 7	B 10	X
Pe X	A	B 10	B 7				

第三類	飲料、アルコール及び食酢		A
二二一・〇一	水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、氷及び雪		
二二一・〇二	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第二〇・〇九項の果実又は野菜のジュースを除く。）		
二二〇二・一〇	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）	九・六%	B 10
二二〇二・九〇	砂糖を加えたもの	九・六%	B 5
二二〇三・〇〇	その他のもの	一三・四%	B 10
二二一・〇四	砂糖を加えたもの	九・六%	B 5
二二〇四・一〇	ビール ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁（第二〇・〇九項のものを除く。） スパークリングワイン その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの	一リットルにつき一八二円	B 12

二二〇四・二二

二リットル以下の容器入りにしたもの

シェリー、ポートその他の強化ぶどう酒

その他のもの

二二〇四・二九

その他のもの

一五〇リットル以下の容器入りにしたもの

一 リットルに つき一 二円	B 10
一 五% (その 率が一 リット ルにつき 一 二 五 円 の 従 量 税	B 9
五 円 の 従 量 税 率 が 一 リ ッ ト ル に つ き 一 二 五 円 の 従 量 税	B 12

二二〇四・三〇

その他のもの

その他のぶどう搾汁

アルコール分が1%未満のもの

砂糖を加えたもの

の
しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの
その他のもの

率より高いと
き又は一リッ
トルにつき六
七円の従量税
率より低いと
きは、それぞ
れ当該従量税
率）

A

二三%

二九・八%

（その率が一
キログラムに
つき二三円の
従量税率より
低いときは、

B 15
B 15

二二一・〇五	その他のもの しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの その他のもの	一九・一% 二五・五%	B B A
二二〇五・一〇	ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。） 二リットル以下の容器入りにしたもの	一リットルにつき六九円三〇銭	B 10
二二〇五・九〇	その他のもの アルコール分が一分未満のもの	一九・一%	B 15 A
二二〇六・〇〇	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、なし酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。） アルコール分が一分未満のもの	二九・八% （その率が一キログラムにつき二三円の	B 15

その他のもの	清酒及び濁酒	その他のもの 発酵酒（清酒を除く。）と第二〇・〇九項又は第二二・〇二項の物品との混合物	その他のもの	麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの その他のもの	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。） 及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。） アルコール分が九〇%以上のもの 工業用アルコール又は酢酸エチル若しくはエチルアミンの製造の用に供するもの	その他のもの	従量税率より 低いときは、 当該従量税 率)	X	X	X A	A
--------	--------	--	--------	-----------------------------------	--	--	--------	---------------------------------	---	---	-----	---

二二〇七・二〇	変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）	
二二一・〇八	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%未満のものに限る。） 及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料	
二二〇八・二〇	ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒	
二二〇八・三〇	ウイスキー	
二二〇八・四〇	ラムその他これに類する発酵したさとうきびの製品から得た蒸留酒	
二二〇八・五〇	ジン及びジュネヴァ	
二二〇八・六〇	ウオッカ	
二二〇八・七〇	リキュール及びコーディアル	
二二〇八・九〇	その他のもの エチルアルコール及び蒸留酒 フルーツブランデー その他のもの	
		A A A A A A A X X A X A

二二〇九・〇〇	食酢及び酢酸から得た食酢代用物	その他のもの	エチルアルコール	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）	その他のもの	その他のもの	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）	その他のもの	その他のアルコール飲料	合成清酒及び白酒	果汁をもととした飲料（アルコール分が１％未満のものに限る。）	二九・八％ （その率が一 キログラムに つき二三円の 従量税率より 低いときは、 当該従量税 率）	七・五％	B 10	X	B 15	X	X	A	X	A
---------	-----------------	--------	----------	---	--------	--------	---	--------	-------------	----------	--------------------------------	--	------	---------	---	---------	---	---	---	---	---

<p>第二三類</p> <p>二三・〇一</p> <p>二三・〇二</p> <p>二三・〇三</p> <p>二三〇四・〇〇</p> <p>二三〇五・〇〇</p> <p>二三・〇六</p> <p>二三〇七・〇〇</p> <p>二三〇八・〇〇</p> <p>二三・〇九</p> <p>二三〇九・一〇</p>	<p>食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料</p> <p>肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（食用に適しないものに限る。）並びに獣脂かす</p> <p>ふすま、ぬかその他のかす（穀物又は豆のふり分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。）</p> <p>でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす、ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす及び醸造又は蒸留の際に生ずるかす（ペレット状であるかないかを問わない。）</p> <p>大豆油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）</p> <p>落花生油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）</p> <p>その他の植物性の油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第二三・〇四項又は第二三・〇五項のものを除く。）</p> <p>ぶどう酒かす及びアーゴル</p> <p>飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物のかす及び植物性副産物（ペレット状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）</p> <p>飼料用に供する種類の調製品</p> <p>犬用又は猫用の飼料（小売用にしたものに限る。）</p> <p>乳糖の含有量が全重量の一〇％以上のもの</p>	<p>一キログラムにつき、五九</p>	<p>B 10</p> <p>A</p>
---	--	---------------------	--

その他のもの

気密容器入りのもの（容器とも一つの重量が一〇キログラム以下のものに限る。）

その他のもの

課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（粗たんぱく質の含有量が全重量の三五%未満のものに限る。）

その他のもの

粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しよ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五%未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇%未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五%未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる碎米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇%以上のものを除く。）

円五〇銭に重量比による乳糖の含有率が一〇%を超える一%ごとに六円を加えた額

A

A

A

二三〇九・九〇

その他のもの

その他のもの

飼料用に供する種類の調製品（飼料に添加するものに限る。）

その他のもの

乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のもの

ホワイトヴィール用子牛の育成に使用するもの

その他のもの

その他のもの

第一二・一四項又は第二三・〇三項の物品をもとしたもの（ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のものに限る。）、アルファアルファ緑葉たんばく濃縮物及び魚又は海棲哺乳動物のソリュブル

一キログラム
につき三六円

B
10

一キログラム
につき、五二
円五〇銭に重
量比による乳
糖の含有率が
一〇%を超え
る一%ごとに
五円三〇銭を
加えた額

B
10

A

A

A

<p>第二四類 二四・〇一</p>	
<p>たばこ及び製造たばこ代用品 たばこ（製造たばこを除く。）及びびくずたばこ</p>	<p>その他のもの 気密容器入りのもの（容器とも一つの重量が一〇キログラム以下のものに限り。） その他のもの 課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（小売用の容器入りにしたもの（気密容器入りのものを除く。）で、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限る。） その他のもの 粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しょ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五％未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇％未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる碎米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇％以上のものを除く。） 犬、猫その他これらに類する観賞用又は愛がんに用の動物用のもの その他のもの その他のもの</p>
<p>A</p>	<p>X X A A A</p>

<p>第二五類 二五〇一・〇〇</p>	<p>塩、硫黄、土石類、プラスチック、石灰及びセメント 塩（食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。） 純塩化ナトリウム（水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。） 及び海水 塩及び純塩化ナトリウム（目開きが二・八ミリメートルのふり（織金網製のもの</p>		
<p>二四・〇二</p>	<p>葉巻たばこ、シエルート、シガリロ及び紙巻たばこ（たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。）</p>		
<p>二四〇二・一〇</p>	<p>葉巻たばこ、シエルート及びシガリロ（たばこを含有するものに限る。）</p>		
<p>二四〇二・二〇</p>	<p>紙巻たばこ（たばこを含有するものに限る。）</p>		
<p>二四〇二・九〇</p>	<p>その他のもの</p>		
<p>二四・〇三</p>	<p>その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス</p>		
<p>二四〇三・一〇</p>	<p>喫煙用たばこ（たばこ代用物を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。）</p>		
<p>二四〇三・九一</p>	<p>その他のもの</p>		
<p>二四〇三・九九</p>	<p>シートたばこ</p>		
	<p>その他のもの</p>		
	<p>たばこのエキス及びエッセンス</p>		
	<p>その他のもの</p>	<p>X A A X X Pc X</p>	

二五〇二・〇〇	硫化鉄鉱（焼いてないものに限る。）	
二五〇三・〇〇	硫黄（昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を除く。）	
二五・〇四	天然黒鉛	
二五・〇五	天然の砂（着色してあるかないかを問わないものとし、第二六類の砂状の金属鉱を除く。）	
二五・〇六	石英（天然の砂を除く。）及びけい岩（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）	
二五〇七・〇〇	カオリンその他のカオリン系粘土（焼いてあるかないかを問わない。）	
二五・〇八	その他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、第六八・〇六項のエキスパンデッドクレーを除く。）並びにムライト、シャモット及びダイナスアース	
二五〇九・〇〇	白亜	
二五・一〇	天然のりん酸カルシウム及びりん酸アルミニウムカルシウム並びにりん酸塩を含有する白亜	
二五・一一	天然の硫酸バリウム（重晶石）及び天然の炭酸バリウム（毒重石。焼いてあるかないかを問わないものとし、第二八・一六項の酸化バリウムを除く。）	
		A A A A A A A A A A X

二五・二〇〇	けいそう土その他これに類するけい酸質の土（見掛け比重が一以下のものに限るものとし、焼いてあるかないかを問わない。）	A
二五・一三	コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料（天然のものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、パミストーン及びエメリー	A
二五・一四・〇〇	スレート（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）	A
二五・一五	大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石（見掛け比重が二・五以上のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）及びアラバスター（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）	A
二五・一六	花こう岩、はん岩、玄武岩、砂岩その他の石碑用又は建築用の岩石（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）	A
二五・一七	小石、砂利及び碎石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、シングル及びプリント（熱処理をしてあるかないかを問わない。）並びにスラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（小石、砂利、碎石、シングル又はプリントを混入してあるかないかを問わない。）及びタールマカダム並びに第二五・一五項又は	A

二五・一八	第二五・一六項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。） ドロマイト（粗削りしたものと及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切ったものを含むものとし、焼いてあるかないか又は焼結してあるかないかを問わない。）及びドロマイトラミングミックス	A
二五・一九	天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）並びに熔融マグネシア、焼結マグネシア（焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。）及びその他の酸化マグネシウム（純粋であるかないかを問わない。）	A
二五・二〇	天然石膏及び天然無水石膏並びに天然石膏を焼いたもの又は硫酸カルシウムから成るプルスター（着色してあるかないか又は少量の促進剤若しくは遅緩剤を加えてあるかないかを問わない。）	A A
二五・二一・〇〇	石灰石その他の石灰質の岩石（石灰又はセメントの製造に使用する種類のものに限る。）	A A
二五・二二	生石灰、消石灰及び水硬性石灰（第二八・二五項の酸化カルシウム及び水酸化カルシウムを除く。）	A
二五・二三	ポートルランドセメント、アルミナセメント、スラグセメント、スーパーサルフェートセメントその他これらに類する水硬性セメント（着色してあるかないか又はクリンカー状であるかないかを問わない。）	A A A
二五・二四	石綿	A
二五・二五	雲母（はく離雲母を含む。）及びそのくず	A
二五・二六	ステアタイト（天然のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つて	A

<p>二五・二八</p> <p>二五・二九</p> <p>二五・三〇</p>	<p>あるかないかを問わない。)及びタルク</p> <p>天然ほう酸塩及びその精鉱(焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。)並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の八五%以下のもの</p> <p>長石、白榴石、ネフェリン、ネフェリンサイアナイト及びほたる石</p> <p>鉍物(他の項に該当するものを除く。)</p>	<p>A</p> <p>A A A</p>
<p>第二六類</p>	<p>鉍石、スラグ及び灰</p>	<p>A</p>
<p>第二七類</p> <p>二七・〇一</p> <p>二七・〇二</p> <p>二七・〇三・〇〇</p> <p>二七・〇四・〇〇</p> <p>二七・〇五・〇〇</p> <p>二七・〇六・〇〇</p>	<p>鉍物性燃料及び鉍物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉍物性ろう</p> <p>石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの</p> <p>亜炭(凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。)</p> <p>泥炭(ピートリッターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。)</p> <p>コークス及び半成コークス(石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝結させてあるかないかを問わない。)並びにレトルトカーボン</p> <p>石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス(石油ガスその他のガス状炭化水素を除く。)</p> <p>石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタールその他の鉍物性タール(再生タールを含むものとし、脱水してあるかないか又は蒸留により成分の一部を除いてあるかないかを問わない。)</p>	<p>A</p> <p>A A A</p> <p>A A A</p>

二七・〇七	高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの	A
二七・〇八	ピッチ及びピッチコークス（コールタルその他の鉱物性タルから得たものに限る。）	A
二七〇九・〇〇	石油及び歴青油（原油に限る。）	A
二七・一〇	石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油	
二七一〇・一一	<p>石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）</p> <p>軽質油及びその調製品</p> <p>石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。）</p> <p>揮発油</p> <p>低重合度の混合アルキレン</p> <p>政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五%留出温度と減失量加算九五%留出温度との温度差が二度以内のもの（低重合度の混合アルキレンを除く。）</p> <p>その他のもの</p> <p>政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの</p>	A A A

石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。）

灯油

低重合度の混合アルキレン

その他のもの

ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五％以上のものに限る。）

その他のもの

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

その他のもの

軽油

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

その他のもの

重油及び粗油

温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの

製油の原料として使用するもの（税関当局の監督の下で重油又は粗油を

一キロリットルにつき四三 四円	一キロリットルにつき九五 六円	A	B5	A	A	A
--------------------	--------------------	---	----	---	---	---

原料とする製油により得た製品を含む。
 その他のもの

温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。）のうち、農林漁業の用に供するもの

硫黄の含有量が全重量の〇・三%以下のもの

その他のもの

温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの

製油の原料として使用するもの（税関当局の監督の下で重油又は粗油を原料とする製油により得た製品を含む。）

その他のもの

硫黄の含有量が全重量の〇・三%以下のもの

一キロリットルにつき一、 一一二円	B 5
一キロリットルにつき一、 六一四円	B 5
一キロリットルにつき一、 三二五円	B 5
一キロリットルにつき一、 六一四円	B 5
一キロリットルにつき一、 一一二円	B 5

	その他のもの	
	潤滑油（流動パラフィンを含む。）	
	その他のもの	
	その他のもの	
	廃油	
二七二〇・九一	ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）又はポリ臭化ビフェニル（PBB）を含むもの	
二七二〇・九九	その他のもの	
二七・一一	石油ガスその他のガス状炭化水素	
二七・一二	ペトロラタム並びにパラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの（着色してあるかないかを問わない。）	
二七・一三	石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物	
二七・一四	天然ビチューメン、天然アスファルト、歴青質頁岩 ^{けつ} 、油母頁岩 ^{けつ} 、タールサンド、アスファルタイト及びアスファルチックロック	
二七一五・〇〇	歴青質混合物（天然アスファルト、天然ビチューメン、石油アスファルト、鉱物性タール又は鉱物性タールピッチをもととしたものに限る。例えば、マスチック及びカットバック）	
	一キロリットルにつき、 四四七円	B5
A	A	A
A	A	A
A	A	A
A	A	A
A	A	A
A	A	A

第二八類	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物		A
第二九類 二九・〇一 二九・〇二 二九・〇三 二九・〇四 二九・〇五	<p>有機化学品 非環式炭化水素 環式炭化水素 炭化水素のハロゲン化誘導体 炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体（ハロゲン化してあるかないかを問わない。） 非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 飽和一価アルコール メタノール（メチルアルコール） プロパノール（プロピルアルコール）及びプロパノール（イソプロピルアルコール） ブタノール（ノルマルブチルアルコール） その他のブタノール オクタノール（オクチルアルコール）及びその異性体 ドデカンール（ラウリルアルコール）、ヘキサデカンール（セチルアルコール）及びオクタデカンール（ステアリルアルコール）</p>		A A A A A A A A A A A

二九〇五・一九	その他のもの	
二九〇五・二二	不飽和一価アルコール	
二九〇五・二九	非環式テルペンアルコール	
	その他のもの	
	二価アルコール	
二九〇五・三一	エチレングリコール (エタンジオール)	
二九〇五・三二	プロピレングリコール (プロパンー一・二ージオール)	
二九〇五・三九	その他のもの	
	その他の多価アルコール	
二九〇五・四一	二ーエチルー二ー (ヒドロキシメチル) プロパンー一・三ージオール (トリメチロールプロパン)	
二九〇五・四二	ペンタエリトリール	
二九〇五・四三	マンニトール	
二九〇五・四四	Dーグルシトール (ソルビトール)	
二九〇五・四五	グリセリン	
二九〇五・四九	その他のもの	
	非環式アルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
二九〇五・五一	エトクロルビノール (INN)	
二九〇五・五九	その他のもの	
		A A
		A A X X A A
		A A A A A
		A A A
		A

二九・〇六	環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
二九〇六・一一	飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペンアルコール並びにこれらの誘導体	
二九〇六・一二	メントール	
二九〇六・一三	シクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノール及びジメチルシクロヘキサノール	
二九〇六・一九	ステロール及びイノシトール	
	その他のもの	
二九〇六・二一	芳香族アルコール及びその誘導体	
二九〇六・二九	ベンジルアルコール	
二九・〇七	その他のもの	
二九・〇八	フェノール及びフェノールアルコール	
二九・〇九	フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
二九・一〇	三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化	
		五・五%
	A	B
	A	10

二九・一八	誘導体	A
二九・一七	誘導体	A
二九・一六	誘導体	A
二九・一五	誘導体	A
二九・一四	誘導体	A
二九・一三・〇〇	誘導体	A
二九・一二	誘導体	A
二九・一一・〇〇	誘導体	A

アセタール及びヘミアセタール（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

アルデヒド（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド

第二九・一二項の物品のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニト

二九一八・一一	ロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
二九一八・一二	アルコール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸	
二九一八・一三	無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	
二九一八・一四	乳酸並びにその塩及びエステル	
二九一八・一五	酒石酸	
	酒石酸の塩及びエステル	
	くえん酸	
	くえん酸の塩及びエステル	
	くえん酸カルシウム	
	その他のもの	
二九一八・一六	グルコン酸並びにその塩及びエステル	
二九一八・一八	クロロベンジレート（ISO）	
二九一八・一九	その他のもの	
	フェノール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸	
	無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	
二九一八・二一	サリチル酸及びその塩	
二九一八・二二	オルト―アセチルサリチル酸並びにその塩及びエステル	
二九一八・二三	サリチル酸のその他のエステル及びその塩	
二九一八・二九	その他のもの	
二九一八・三〇	アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）	
		A A A A A A A A X X A A A

二九一八・九一	並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体 その他のもの	
二九一八・九九	二・四・五―T (ISO) (二・四・五―トリクロロフェノキシ酢酸) 並びにその 塩及びエステル	A A
二九一九	その他のもの	A
二九・二〇	りん酸エステル及びその塩(ラクトホスフェートを含む。)並びにこれらのハロゲン化 誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・二一	非金属のその他の無機酸のエステル(ハロゲン化水素酸エステルを除く。)及びその塩 並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化 誘導体	A A
二九・二二	アミン官能化合物	
二九二二・一一	酸素官能のアミノ化合物	
二九二二・一二	アミノアルコール(二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。)並びにそのエー テル及びエステル並びにこれらの塩	A
二九二二・一三	モノエタノールアミン及びその塩	A
二九二二・一四	ジエタノールアミン及びその塩	A
二九二二・一九	トリエタノールアミン及びその塩	A
	デキストロプロポキシフェン(INN)及びその塩	A
	その他のもの	A
	アミノナフトールその他のアミノフェノール(二種類以上の酸素官能基を有するもの	A

二九・二二三	第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノ アミノ化合物	
二九二二・五〇	アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有するその他の アミノ化合物	A
二九二二・四九	その他のもの	A
二九二二・四四	チリジン（INN）及びその塩	A
二九二二・四三	アントラニル酸及びその塩	A
二九二二・四一	リジン及びそのエステル並びにこれらの塩	A
二九二二・四二	グルタミン酸及びその塩	A
	グルタミン酸ソーダ	
	その他のもの	
二九二二・三九	アミノ酸（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）及びそのエステル並びに これらの塩	A A
	その他のもの	
二九二二・三一	アンフェプラモン（INN）、メサドン（INN）及びノルメサドン（INN）並 びにこれらの塩	A A
	その他のもの	
二九二二・二九	アミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノン（二種類以上の酸素官能基を有す るものを除く。）並びにこれらの塩	A A
二九二二・二二	アミノヒドロキシナフタレンスルホン酸及びその塩	A A
	その他のもの	
	を除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩	

六・五%

B
10

二九・二四	リピド（レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるかないかを問わない。）	A
二九・二五	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物	A
二九・二六	カルボキシイミド官能化合物（サッカリン及びその塩を含む。）及びイミン官能化合物 ニトリル官能化合物	A
二九二七・〇〇	ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物	A
二九二八・〇〇	ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体	A
二九・二九	その他の窒素官能基を有する化合物	A
二九・三〇	有機硫黄化合物	A
二九三一・〇〇	その他のオルガノインオルガニック化合物	A
二九・三二	複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）	A
二九・三三	複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）	A
二九・三四	核酸及びその塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにその他の複素環式化合物	A
二九三五・〇〇	スルホンアミド	A
二九・三六	プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）に限る。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。）	A
二九・三七	ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン（天然のもの及び	A

第三二類	第三一類	第三〇類	二九・四一 二九四二・〇〇	二九四〇・〇〇	二九・三九	二九・三八
なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ	肥料	医療用品	抗生物質 その他の有機化合物	糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しよ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテル、糖アセタール、糖エステル、糖エーテルの塩、糖アセタールの塩及び糖エステルの塩（第二九・三七項から第二九・三九項までの物品を除く。）	植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	これと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの誘導体及び構造類似物（主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。） グリコシド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体
A	A	A	A A X	A	A	A

第三三類	三三・〇一	精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類
精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキアスディスチレート及びアキアスソリユーション	三三〇一・一二	精油（かんきつ類の果実のものに限る。）
オレンジのもの	三三〇一・一三	レモンのも
その他のもの	三三〇一・一九	精油（かんきつ類の果実のものを除く。）
ペパーミント（メンタ・ピペリタ）のもの	三三〇一・二四	その他のミントのもの
ペパーミント油（メンタ・アルヴェンスイスのものに限る。）	三三〇一・二五	政令で定める試験方法による総メントールの含有量が全重量の六五%を超えるもの
その他のもの	三三〇一・二九	その他のもの
その他のもの	三三〇一・三〇	レジノイド
九%	A A A B A A A A A	7

第三五類	第三四類	<p>三三〇一・九〇 その他のもの</p> <p>三三・〇二 香気性物質の混合物及び一以上の香気性物質をもととした混合物（アルコール溶液を含むものとし、工業において原材料として使用する種類のものに限る。）並びに香気性物質をもととしたその他の調製品（飲料製造に使用する種類のものに限る。）</p> <p>三三〇三・〇〇 香水類及びオーデコロン類</p> <p>三三・〇四 美容用、メーカーキヤップ用又は皮膚の手入れ用の調製品（日焼け止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。）及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品</p> <p>三三・〇五 頭髪用の調製品</p> <p>三三・〇六 口腔衛生用の調製品（義歯定着用のペースト及び粉を含む。）及び小売用の包装にした歯間清掃用の糸（デンタルフロス）</p> <p>三三・〇七 ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製品、脱毛剤その他の調製香料及び化粧品類（他の項に該当するものを除く。）並びに調製した室内防臭剤（芳香を付けてあるかないか又は消毒作用を有するか有しないかを問わない。）</p>
たんぱく系物質、変性でん粉、 <small>こう</small> 膠着剤及び酵素	<p>せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスチックをもととした歯科用の調製品</p>	<p>A</p>

第三六類	火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料	三五・〇一	カゼイン及びカゼイナートその他のカゼイン誘導体並びにカゼイングルー	三五・〇二	アルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の八〇％を超えるものに限る。）及びアルブミナート	三五〇三・〇〇	その他のアルブミン誘導体	三五〇四・〇〇	ゼラチン（長方形（正方形を含む。）のシート状のものを含むものとし、表面加工をしてあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）、ゼラチン誘導体、アイシングラス及びその他のにかわ（第三五・〇一項のカゼイングルーを除く。）	三五・〇五	ゼラチン（写真用のものに限る。）、ゼラチン誘導体、魚膠及びアイシングラス	三五・〇六	その他のもの	三五・〇七	ペプトン及びその誘導体並びにその他のたんぱく質系物質及びその誘導体（他の項に該当するものを除く。）並びに皮粉（クロムみょうばんを加えたものを含む。）	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
三五・〇七		三五・〇七	酵素及び他の項に該当しない調製した酵素	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A

第三七類	写真用又は映画用の材料	A
第三八類 三八・〇一 三八・〇二 三八〇三・〇〇 三八〇四・〇〇 三八・〇五	各種の化学工業生産品 人造黒鉛及びコロイド状又は半コロイド状の黒鉛並びに黒鉛その他の炭素をもととした調製品（ペースト状、塊状、板状その他半製品の形状にしたものに限る。） 活性炭及び活性化した天然の鉱物性生産品並びに獣炭（廃獣炭を含む。） トール油（精製してあるかないかを問わない。） 木材パルプの製造の際に生ずる廃液（リグニンスルホン酸塩を含むものとし、濃縮し、糖類を除き又は化学的に処理したものであるかないかを問わず、第三八・〇三項のトール油を除く。） ガムテレピン油、ウッドテレピン油、硫酸テレピン油その他のテルペン油（蒸留その他の方法により針葉樹から得たものに限る。）、ジペンテン（粗のものに限る。）、亜硫酸テレピンその他のパラシメン（粗のものに限る。）及びパイン油（アルファートルピネオールを主成分とするものに限る。） ロジン及び樹脂酸並びにこれらの誘導体、ロジンスピリット、ロジン油並びにランガム木タール、木タール油、木クレオソート、木ナフサ及び植物性ピッチ並びにブルーワーズピッチその他これに類する調製品でロジン、樹脂酸又は植物性ピッチをもととしたもの の 殺虫剤、殺鼠 ^そ 剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品（小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの（例え	A A A A A A A A
三八・〇八		A

三八・〇九	ば、硫黄を含ませた帯、しん及びろうそく並びにはえ取り紙)に限る。) 仕上剤、促進剤、媒染剤その他の物品及び調製品(繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)	A
三八〇九・一〇	でん粉質の物質をもととしたもの その他のもの	X
三八〇九・九一	繊維工業その他これに類する工業において使用する種類のもの	A
三八〇九・九二	製紙工業その他これに類する工業において使用する種類のもの	A
三八〇九・九三	皮革工業その他これに類する工業において使用する種類のもの	A
三八・一〇	金属表面処理用の調製浸せき剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用のフラックスその他の調製した助剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の粉及びペーストで金属と他の材料とから成るもの並びに溶接用の電極又は溶接棒のしん又は被覆に使用する種類の調製品	A
三八・一一	アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化防止剤、粘度指数向上剤、腐食防止剤その他の調製添加剤(鉱物油(ガソリンを含む。)用又は鉱物油と同じ目的に使用するその他の液体用のものに限る。)	A
三八・一二	調製したゴム加硫促進剤、ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤(他の項に該当するものを除く。)及びゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤	A
三八一三・〇〇	消火器用の調製品及び装てん物並びに装てんした消火弾	A

三八一四・〇〇	有機の配合溶剤及び配合シンナー（他の項に該当するものを除く。）並びにペイント用又はワニス用の調製除去剤	A
三八一五	反応開始剤、反応促進剤及び調製触媒（他の項に該当するものを除く。）	A
三八一六・〇〇	耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合品（第三八・〇一項の物品を除く。）	A
三八一七・〇〇	混合アルキルベンゼン及び混合アルキルナフタレン（第二七・〇七項又は第二九・〇二項のものを除く。）	A
三八一八・〇〇	元素を電子工業用にドーブ処理したもの（円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状にしたものに限る。）及び化合物を電子工業用にドーブ処理したもの	A
三八一九・〇〇	液圧ブレーキ液その他の液圧伝動用の調製液（石油又は歴青油を含有しないもの及び石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％未満のものに限る。）	A
三八二〇・〇〇	調製不凍液及び調製解凍液	A
三八二一・〇〇	微生物（ウイルス及びこれに類するものを含む。）用又は植物、人若しくは動物の細胞用の調製培養剤（保存用のものを含む。）	A
三八二二・〇〇	診断用又は理化学用の試薬（支持体を使用したものに限る。）及び診断用又は理化学用の調製試薬（支持体を使用してあるかないかを問わない。）（第三〇・〇二項又は第三〇・〇六項のものを除く。）並びに認証標準物質	A
三八・二三	工業用の脂肪性モノカルボン酸、アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び工業用の脂肪性アルコール	A
三八・二四	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生	A

三八二四・一〇	産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。） 鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤	A
三八二四・三〇	金属炭化物の混合物及び金属炭化物と金属粘結剤との混合物（凝結させてないものに限る。）	A
三八二四・四〇	セメント用、モルタル用又はコンクリート用の調製添加剤	A
三八二四・五〇	非耐火性のモルタル及びコンクリート	A
三八二四・六〇	ソルビトール（第二九〇五・四四号のものを除く。）	X
三八二四・七一	メタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導体を含む混合物 クロロフルオロカーボン（CFC）を含むもの（ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）、ペルフルオロカーボン（PFC）又はハイドロフルオロカーボン（HFC）を含むかしないかを問わない。）	A
三八二四・七二	ブロモクロロジフルオロメタン、ブロモトリフルオロメタン又はジブロモテトラフルオロエタンを含むもの	A
三八二四・七三	ハイドロブロモフルオロカーボン（HBF ₂ C）を含むもの	A
三八二四・七四	ハイドロクロロフルオロカーボン（HCCl ₂ C）を含むもの（クロロフルオロカーボン（CFC）を含むものに限るものとし、ペルフルオロカーボン（PFC）又はハイドロフルオロカーボン（HFC）を含むかしないかを問わない。）	A
三八二四・七五	四塩化炭素を含むもの	A

<p>第三九類 三九・〇一 三九〇一・一〇</p>	<p>三八二四・七六 三八二四・七七 三八二四・七八 三八二四・七九</p>
<p>プラスチック及びその製品 エチレンの重合体（一次製品に限る。） 比重が〇・九四未満のポリエチレン</p>	<p>一・一・一トリクロロエタン（メチルクロロホルム）を含有するもの ブロモメタン（メチルブロマイド）又はブロモクロロメタンを含有するもの ペルフルオロカーボン（PFC）又はハイドロフルオロカーボン（HFC）を含有するもの（クロロフルオロカーボン（CFC）又はハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）を含有しないものに限る。） その他のもの オキシラン（エチレンオキシド）、ポリ臭化ビフェニル（PBB）、ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）又はトリス（二・三―ジブプロモピロピル）ホスフェートを含有する混合物及び調製品 オキシラン（エチレンオキシド）を含有するもの ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）又はポリ臭化ビフェニル（PBB）を含有するもの トリス（二・三―ジブプロモピロピル）ホスフェートを含有するもの その他のもの 化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる残留物（他の項に該当するものを除く。）、都市廃棄物、下水汚泥及びこの類の注6のその他の廃棄物</p>
	<p>A A A A A A A</p>

塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、
粒、フレークその他これらに類する形状のもの

その他のもの

比重が〇・九四以上のポリエチレン

塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、
粒、フレークその他これらに類する形状のもの

六・五%（その率が一キログラムにつき 二二円四〇銭の従量税率より 高いときは、当該従量 税率）	A	六・五%（その率が一キログラムにつき 二二円四〇銭の従量税率より 高いときは、当該従量 税率）	B 10
--	---	--	---------

三九〇一・二〇

三九〇一・三〇	エチレン—酢酸ビニル共重合体	
	塊（不規則な形のものに限る。）	
	粉（モールディングパウダーを含む。）	
	粒、フレークその他これらに類する形状のもの	二・八%
	その他のもの	A B 10
三九〇一・九〇	その他のもの	
	塊（不規則な形のものに限る。）	
	粉（モールディングパウダーを含む。）	
	粒、フレークその他これらに類する形状のもの	二・八%
	その他のもの	A B 10
三九〇二	プロピレンその他のオレフィンの重合体（一次製品に限る。）	
三九〇二・一〇	ポリプロピレン	
	塊（不規則な形のものに限る。）	
	粉（モールディングパウダーを含む。）	
	粒、フレークその他これらに類する形状のもの	六・五%（その率が一キログラムにつき二五円六〇銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）
		B 10

三九〇二・二〇	その他のもの ポリイソブチレン		
	塊（不規則な形のものに限る。） 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの		
三九〇二・三〇	プロピレンの共重合体		
	塊（不規則な形のものに限る。） 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの		
三九〇二・九〇	その他のもの		
	塊（不規則な形のものに限る。） 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの		
三九・〇三	スチレンの重合体（一次製品に限る。） ポリスチレン		
三九〇三・一一	多泡性のも 塊（不規則な形のものに限る。） 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの		
三九〇三・一九	その他のもの		
		二・八%	
		二・八%	
		二・八%	
		三・九%	
		A B	A
		10	10

三九〇三・二〇	塊（不規則な形のものに限る。） 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの	六・五%	A B 10
三九〇三・三〇	スチレン―アクリロニトリル（SAN）共重合体 塊（不規則な形のものに限る。） 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの	三・一%	A B 10
三九〇三・九〇	アクリロニトリル―ブタジエン―スチレン（ABS）共重合体 塊（不規則な形のものに限る。） 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの	三・一%	A B 10
三九〇四	その他のもの 塊（不規則な形のものに限る。） 粉（モールディングパウダーを含む。） 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの	三・一%	A B 10
三九〇五	塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合体（一次製品に限る。） 酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体（一次製品に限る。）		A A
三九〇六	アクリル重合体（一次製品に限る。）		A A
三九〇七	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド		

三九・〇八	樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）	A
三九・〇九	ポリアミド（一次製品に限る。）	A
三九一〇・〇〇	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。）	A
三九一〇・〇〇	シリコーン（一次製品に限る。）	A
三九・一一	石油樹脂、クマロンーインデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	A
三九・一二	セルロース及びその化学的誘導体（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	A
三九・一三	天然の重合体（例えば、アルギン酸）及び変性させた天然の重合体（例えば、硬化たんぱく質及び天然ゴムの化学的誘導体）（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	A
三九一四・〇〇	第三九・〇一項から第三九・一三項までの重合体をもととしたイオン交換体（一次製品に限る。）	A
三九・一五	プラスチックのくず	A
三九・一六	プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が一ミリメートルを超えるもの、プラスチックの棒及びプラスチックの形材（表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	A
三九・一七	プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手（プラスチック製のものに限る。例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）	A
三九・一八	プラスチック製の床用敷物（接着性を有するか有しないかを問わないものとし、ロール	A

<p>第四〇類</p>	<p>三九・一九 三九・二〇 三九・二一 三九・二二 三九・二三 三九・二四 三九・二五 三九・二六</p>	<p>状又はタイル状のものに限る。)並びにこの類の注9のプラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材 プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品(接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わない。) プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ(多泡性のもので並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。) プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ プラスチック製の浴槽、シャワーバス、台所用流し、洗面台、ビデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類する衛生用品 プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、ふた、キャップその他これらに類する物品 プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品 プラスチック製の建築用品(他の項に該当するものを除く。) その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項から第三九・一四項までの材料(プラスチックを除く。)から成る製品</p>	<p>A A A A A A A A A A</p>	<p></p>
-------------	---	---	----------------------------	---------

第四一類	原皮（毛皮を除く。）及び革
四一・〇一	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）
四一〇一・二〇	全形の原皮（重量が一枚につき、単に乾燥したものは八キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは一〇キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは一六キログラム以下のものに限る。） クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中のものうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの その他のもの
四一〇一・五〇	全形の原皮（一六キログラムを超えるものに限る。） クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中のものうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの その他のもの
四一〇一・九〇	その他のもの（バット、ベンズ及びベリーを含む。） クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中のものうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの その他のもの
四一・〇二	羊の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理を

一二％

Pn A

一二％

B A
10

一二％

B A
10

四一・〇三	したもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、毛が付いているか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1(c)の規定により除かれているものを含まない。	
四一・〇三	その他の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。）	
四一〇三・二〇	爬虫類のもの	
四一〇三・三〇	豚のもの	
	なめし過程にないもの	
	その他のもの	六%
四一〇三・九〇	その他のもの	A B 10
四一・〇四	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）	
	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの	
四一〇四・一一	フルグレーション（スプリットしてないものに限る。）及びグレーションスプリット	
	クロムなめしのもの	
	その他のもの	
四一〇四・一九	その他のもの	一二% B 10 A

四一・〇五	羊のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）	一六%	一六%	B	B
	染色したもの				
	その他のもの				
四一〇五・一〇	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの			A	
四一〇五・三〇	乾燥状態（クラスト）のもの			A	
	染色したもの				
	その他のもの				
四一・〇六	その他の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）			A	
	やぎのもの				
四一〇六・二一	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの			A	
四一〇六・二二	乾燥状態（クラスト）のもの				
	染色したもの		一六%		
	その他のもの				
	豚のもの				
四一〇六・三一	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの		六%	A	
四一〇六・三二	乾燥状態（クラスト）のもの				
				B	10
				B	10

四一〇六・四〇	<p>染着色したものの その他のもの</p> <p>爬^は虫類のもの</p> <p>植物性前なめしをしたもの その他のもの</p> <p>染着色したもの わに又はとかげのもの その他のもの その他のもの</p>	六% B 10	八% B 10
四一〇六・九一 四一〇六・九二	<p>その他のもの</p> <p>湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの 乾燥状態（クラスト）のもの</p> <p>染着色したもの その他のもの</p>	六% A B 10	六% A
四一〇七	<p>牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。） 全形の革</p>		
四一〇七・一一	<p>フルグレーン（スプリットしてないものに限る。） パーチメント仕上げをしたもの</p>	六% B 10	
			一〇% B 7

四 一 一 三 ・ 三 〇	爬 <small>は</small> 虫類のもの	六%	B 10
四 一 一 三 ・ 二 〇	豚のもの パーチメント仕上げをしたもの その他のもの 染色し又は模様付けしたもの その他のもの	六%	B 10
四 一 一 三 ・ 一 〇	やぎのもの パーチメント仕上げをしたもの その他のもの 染色し又は模様付けしたもの その他のもの	一六%	A Pn B 10
四 一 ・ 一 三	仕上りをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。 パーチメント仕上げをしたもの その他のもの 染色し又は模様付けしたもの その他のもの その他の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）	一六%	A B B 10

四一三・九〇	その他のもの パーチメント仕上げをしたもの その他のもの 染色し又は模様付けしたもの わに革及びとかげ革 その他のもの その他のもの	六%	B 7
四一・一四	その他のもの 染色し又は模様付けしたもの その他のもの	六%	B 7
四一・一五	その他のもの シヤモア革（コンビネーションシヤモア革を含む。）、パテントレザー及びパテントラミネーテッドレザー並びにメタライズドレザー コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）、革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉	六%	X
四二五・一〇	その他のもの コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。） 革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉	六%	B 7
四二五・二〇	その他のもの 革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉	三%	B 10

第四二類	革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品		
四二〇一・〇〇	動物用装着具（引き革、引き綱、ひざ当て、口輪、くら敷き、くら袋、犬用のコートその他これらに類する物品を含むものとし、材料を問わない。）	五・三%	B 10
四二・〇二	旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザ、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限り。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器		
四二〇二・一一	トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器 外面が革製、コンポジションレザ製又はパテントレザ製のもの 携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	一六%	B 10

四二〇二・一二	その他のもの	一〇%	B 10
	外面がプラスチック製又は紡織用繊維製のもの		
	携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	一六%	B 10
	その他のもの		
	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの	八%	B 10
	その他のもの	四・六%	B 10
	その他のもの	四・一%	B 10
	ハンドバッグ（取手が付いていないものを含むものとし、肩ひもが付いているかいないかを問わない。）		
四二〇二・二二	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの		
	貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるもの	一四%	B 10
	革製又はパテントレザー製のもの	一六%	B 10
	その他のもの		
	その他のもの		
	革製又はパテントレザー製のもの	八%	B 10
	その他のもの	一〇%	B 10

四二〇二・二二	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの 貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、 ぞうげ又はべっこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇 円を超えるもの その他のもの	一 六 %	B 10
四二〇二・二九	その他のもの ポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品	八 %	B 10
四二〇二・三一	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの 財布（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さ んご、ぞうげ又はべっこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、 〇〇〇円を超えるものに限る。） その他のもの	一 六 %	B 10
四二〇二・三二	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの 財布（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さ んご、ぞうげ又はべっこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、 〇〇〇円を超えるものに限る。） その他のもの	一 〇 %	B 10
四二〇二・三九	その他のもの	四 ・ 一 %	B 10
四二〇二・九一	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの	一 〇 %	B 10

四二〇二・九二	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの	八%	B	10
四二〇二・九九	その他のもの			
	木製のもの	二・七%	B	10
	アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料製のもの	三・四%	B	10
	その他のもの	四・六%	B	10
四二・〇三	衣類及び衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）			
四二〇三・一〇	衣類			
	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	一六%	B	10
	その他のもの	一〇%	B	10
	手袋、ミトン及びミット			
四二〇三・二二	特に運動用に製造したもの			
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	一六%	X Pn	
	その他のもの			
四二〇三・二九	その他のもの			
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	一四%	B	10
	革製のもの			

<p>第四三類 四三・〇一</p>	<p>四二〇三・三〇 四二〇五・〇〇 四二〇三・四〇</p>	<p>毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品 原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものと し、第四一・〇一項から第四一・〇三項までの原皮を除く。）</p>	<p>コンポジションレザー製のもの その他のもの ベルト及び負い革 毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきし た金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの その他のもの その他の衣類附属品 毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきし た金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの その他のもの その他の革製品及びコンポジションレザー製品 機械用その他の技術的用途に供する種類のもの ベルト、ベルチング、コーミングレザー及びインターギルレザー その他のもの 腸、ゴールドビーターズスキン、ぼうこう又は臍<small>へら</small>の製品</p>		<p>一六％ 一六％ 一六％ 一八％ 三・三％ 一〇％ 三・三％</p>	<p>A</p>	<p>X B 10 B 10 B 10 B 10 B 10 B 10 B 10</p>
-----------------------	--	--	---	--	--	----------	---

四三・〇二	なめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせてないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第四三・〇三項のものを除く。）	
四三・〇三	衣類、衣類附属品その他の毛皮製品	
四三〇四・〇〇	人造毛皮及びその製品	A X X
第四四類	木材及びその製品並びに木炭	
四四・〇一	のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材	A
四四・〇二	木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）	A
四四・〇三	木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）	A
四四・〇四	たが材、割ったポール、木製のくい（端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。）、木製の棒（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものを除く。）及びチップウッドその他これに類するもの	A
四四〇五・〇〇	木毛及び木粉	A
四四・〇六	木製の鉄道用又は軌道用のまくら木	A
四四・〇七	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが六ミリメートル	A

四四〇七・一〇	を越えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。)	
	針葉樹のもの	
	まつ属、もみ属（カリフォルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。）又はとうひ属（シトカスプルースを除く。）のもの（厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。）	
	その他のもの	
四四〇七・二一	熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの	
四四〇七・二二	マホガニー（スウイエテニア属のもの）	
四四〇七・二五	バイロラ、インブイア及びバルサ	
四四〇七・二六	ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ	
	ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ及びア ラ ン	
四四〇七・二七	サペリ	
四四〇七・二八	イロコ	
四四〇七・二九	その他のもの	
	その他のもの	
四四〇七・九一	オーク（コナラ属のもの）のもの	
四四〇七・九二	ビーチ（ブナ属のもの）のもの	
四四〇七・九三	かえで（カエデ属のもの）のもの	
		A X
		A A A A A A A A A A

四四〇七・九四	桜(サクラ属のもの)のもの			
四四〇七・九五	とねりこ(トネリコ属のもの)のもの			
四四〇七・九九	その他のもの			
四四・〇八	化粧ばり用单板(積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。)、合板用单板、これらに類する積層木材用单板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸はぎした木材(厚さが六ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。)			A
四四・〇九	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいづれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材(寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。)			A
四四〇九・一〇	針葉樹のもの			A
四四〇九・一一	針葉樹以外のもの			
	竹製のもの			
	引抜材			
	玉縁及び繰形		七・五%	B 15
	その他のもの		三・六%	B 15
四四〇九・二九	その他のもの			A
四四・一〇	パーティクルボード、オリエンテッドストランドボード(OSB)その他これに類するボード(例えば、ウエファーパーボード)(木材その他の木質の材料のものに限るものと			A

四四一〇・一一	し、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。） 木材のもの パーテイクルボード								
四四一〇・一二	板状のもの その他のもの オリエンテッドストランドボード（OSB）								
四四一〇・一九	板状のもの その他のもの								
四四一〇・九〇	その他のもの 板状のもの その他のもの								
四四・一一	繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。）								
四四・一二	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材								
四四一二・一〇	竹製のもの 合板（木材の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。）								
		二・六%	六・六%	七・九%	五%	六%	五%	六%	五%
X		B 5							

四四一八・二〇	戸及びその枠並びに敷居	A
四四一八・四〇	コンクリート型枠	A
四四一八・五〇	こけら板	A
四四一八・六〇	くい及びはり	A
四四一八・七一	組み合わせた床用パネル	A
四四一八・七二	モザイク状の床用のもの	A
四四一八・七九	その他のもの（多層のものに限る。）	A
四四一八・九〇	その他のもの	A
	セルラーウツドパネル	A
	その他のもの	A
	木製の建具及び床柱	A
	その他のもの	A
	欄間並びにその他の床用パネル及び組み合わせた床用以外のパネル	A
	その他のもの	A
	構造用集成材	X
	その他のもの	A
四四一九・〇〇	木製の食卓用品及び台所用品	A
四四二〇	寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の家具	A

<p>四四・二一 四四二一・一〇 四四二一・九〇</p>	<p>その他の木製品 衣類用ハンガー その他のもの 竹製のくし その他のもの</p>	<p>一〇%</p>	<p>A B A 15</p>
<p>第四五類</p>	<p>コルク及びその製品</p>		<p>A</p>
<p>第四六類 四六・〇一 四六〇一・二一 四六〇一・二二 四六〇一・二九</p>	<p>わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物 さなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行につなぎ及び織ったものであってシート状のもの（最終製品（敷物・壁掛等）であるかないかを問わない。） 敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。） 竹製のもの とう製のもの その他のもの いぐさ（ユンクス・エフス）製又は七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）製のもの その他のもの</p>	<p>六%</p>	<p>A B A 10</p>

四六〇一・九二	その他のもの	
四六〇一・九三	竹製のもの	
四六〇一・九四	とう製のもの	
	その他の植物性材料製のもの	
	むしろ、こも、アンペラ及びさなだその他これに類する組物材料から成る物品 (ストリップ状であるかないかを問わない。)	
	その他のもの	
	いぐさ(ユンクス・エフスス)製又は七島い(キュペルス・テゲティフォル ミス)製のもの	
	その他のもの	
四六〇一・九九	その他のもの	
四六〇二	かご細工物、枝条細工物その他の製品(組物材料から直接造形したもの及び第四六・〇 一項の物品から製造したものに限り。及びへちま製品	
	植物性材料製のもの	
四六〇二・一一	竹製のもの	
四六〇二・一二	とう製のもの	
四六〇二・一九	その他のもの	
	瓶用のわらづと	
	その他のもの	
	畳床	
		六%
A	A	A
A	A	A
A	A	A
A	A	A
		B
		10

四六〇二・九〇	<p>その他のもの</p> <p>畳（厚さが八ミリメートル以上、面積が一平方メートル未満のもので、かつ、いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）製の畳表を有するものに限る。）</p> <p>その他のもの</p>	七・九%	A A B 10
第四七類	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙		A
第四八類	紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品		A
第四九類	印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案		A
第五〇類	絹及び絹織物		A
五〇〇一・〇〇	繭（繰糸に適するものに限る。）		X
五〇〇二・〇〇	生糸（よつてないものに限る。）		A
五〇〇三・〇〇	<p>野蚕のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>絹のくず（繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。）</p>		A X A

第五七類							五〇〇四・〇〇 五〇〇五・〇〇 五〇〇六・〇〇 五〇・〇七
じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物	ウオッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品	人造繊維の短繊維及びその織物	品 人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物	綿及び綿織物	羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物	絹糸（絹紡糸、絹紡糸及び小売用にしたものを除く。） 絹紡糸及び絹紡糸（小売用にしたものを除く。） 絹糸、絹紡糸及び絹紡糸（小売用にしたものに限る。）並びに天然てぐす絹織物
A	A	A	A	A	A	A	A A A A

第五八類	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布						
第五九類	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品						
第六〇類	メリヤス編物及びクロセ編物						
第六一類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）						
第六二類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）						
第六三類	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ						
第六四類 六四・〇一	履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品 防水性の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るものとし、縫合、リベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。）						
六四〇一・一〇	履物（保護用の金属製トキヤップを有するものに限る。） スキー靴						
X		A	A	A	A	A	A

六四〇三・五九	<p>体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物 その他のもの</p>	二一・六%	B X 10
スリッパ スリッパ スリッパ	スリッパその他室内用履物	二四%	B X 10
その他のもの	その他のもの		
体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物		
その他のもの	その他のもの		
中底が一九センチメートルを超えるもの	中底が一九センチメートルを超えるもの	二一・六%	B 10
その他のもの	その他のもの		
履物（ベース又はプラットホームが木製のものに限るものとし、中敷き又は保護用の金属製トキヤップを有するものを除く。）	履物（ベース又はプラットホームが木製のものに限るものとし、中敷き又は保護用の金属製トキヤップを有するものを除く。）	二一・六%	B Pn 10
その他のもの	その他のもの		
その他の履物	その他の履物		
くるぶしを覆うもの	くるぶしを覆うもの		
本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（室内用履物を除く。）	本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（室内用履物を除く。）		
体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物		
その他のもの	その他のもの	二一・六%	B X 10
その他のもの	その他のもの		

六四〇三・九九	<p>体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（スリッパその他の室内履物を除く。）</p> <p>体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物</p> <p>その他のもの</p> <p>中底が一九センチメートルを超えるもの</p> <p>その他のもの</p> <p>履物（ベース又はプラットホームが木製のものに限るものとし、中敷き又は保護用の金属製トーチヤップを有するものを除く。）</p> <p>その他のもの</p> <p>スリッパ及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物</p> <p>その他のもの</p>	二四%	B X	B 10
六四〇四	<p>履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が紡織用繊維製のものに限る。）</p> <p>履物（本底がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）</p> <p>スポーツ用の履物及びテニスシューズ、バスケットシューズ、体操シューズ、トレーニングシューズその他これらに類する履物</p>	二四%	B X	B 10
六四〇四・一一	<p>履物（本底がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）</p> <p>スポーツ用の履物及びテニスシューズ、バスケットシューズ、体操シューズ、トレーニングシューズその他これらに類する履物</p>	八%	B	B 10

六四〇四・一九

その他のもの

甲に毛皮を使用したもの

甲の一部に革を使用したもの（スリッパを除く。）

その他のもの

その他のもの

地下たび

キャンバスシューズ

その他のもの

六四〇四・二〇

履物（本底が革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）

甲に毛皮を使用したもの

甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これ

らに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）

その他のもの

本底が革製のもの（甲に毛皮を使用したものを除く。）

キャンバスシューズ

甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物及び体操用、競技用その他

これらに類する用途に供する履物を除く。）

その他のもの

その他のもの

甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他こ

二四%

六・七%

六・七%

八%

二四%

一七・三%

X Pn

X Pn

B B Pn

六四・〇五	六四〇五・一〇	六四〇五・二〇	六四〇五・九〇						
	その他の履物	甲が革製又はコンポジションレザ製のもの	甲が革製又はコンポジションレザ製のもの（甲がコンポジションレザ製のものに限る。）	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	その他のもの	本底がゴム製、プラスチック製又はコンポジションレザ製のもの（甲がコンポジションレザ製のものに限る。）	その他のもの	甲が紡織用繊維製のもの	その他のもの
	それらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	それらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	それらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	それらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	それらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	それらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	それらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	それらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	それらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）
	二四%	六・七%	二四%	二四%	二四%	三・四%	三・四%	三・四%	二四%
	Pn	X Pn	X B	X B	X B	B 7	B 10	B 10	B 10

七〇〇六・〇〇	かを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。)	A
七〇〇七	ガラス(第七〇・〇三項から第七〇・〇五項までのガラスを曲げ、縁加工し、彫り、穴をあけ、ほうろう引きをし又はその他の加工をしたものに限るものとし、枠付きのもの及び他の材料を取り付けたものを除く。)	A
七〇〇八・〇〇	安全ガラス(強化ガラス及び合わせガラスに限る。)	A
七〇〇九	断熱用複層ガラス	A
七〇・一〇	ガラス鏡(枠付きであるかないかを問わないものとし、バックミラーを含む。)	A
七〇・一一	ガラス製の瓶、フラスコ、ジャー、つぼ、アンプルその他の容器(輸送又は包装に使用する種類のものに限る。)、保存用ジャー及び栓、ふたその他これらに類する物品	A
七〇・一二	ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じてないもの及びこれらの部分品(電灯、陰極線管その他これらに類する物品に使用するもので取付具を有しないものに限る。)	A
七〇・一三	ガラス製品(食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第七〇・一〇項又は第七〇・一八項のものを除く。)	A
七〇一四・〇〇	ガラス製の信号用品及び光学用品(第七〇・一五項のもの及び光学的に研磨したものを除く。)	A
七〇・一五	時計用ガラスその他これに類するガラス及び眼鏡用(視力矯正用であるかないかを問わない。)	A
	のガラス(曲面のもの、曲げたもの、中空のものその他これらに類する形状のものに限るものとし、光学的に研磨したものを除く。)	A
	並びにこれらの製造に使用する	A

第七一類	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣	
七一・〇一	天然又は養殖の真珠（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、天然又は養殖の真珠を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	A
七一・〇二	ダイヤモンド（加工してあるかないかを問わないものとし、取り付けたものを除く。）	A
七一・〇三	貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたもの及びダイヤモンドを除く。ただし、格付けしてない貴石（ダイヤモンドを除く。）又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	A
七一・〇四	合成又は再生の貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない合成又は再生の貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	A
七一・〇五	天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト及び粉	A
七一・〇六	銀（金又は白金をめっきした銀を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）	A
七一・〇七・〇〇	銀を張った卑金属（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）	A
七一・〇八	金（白金をめっきした金を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）	A

七二〇九・〇〇	金を張った卑金属及び銀（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）								
七一・一〇	白金（加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）								A
七二一・〇〇	白金を張った卑金属、銀及び金（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）								A
七一・一二	金属のくず（貴金属又は貴金属を張ったものに限る。）及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくず（貴金属又はその化合物を含有するものに限る。）								A
七一・一三	身辺用細貨類及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）								
	貴金属製のもの（貴金属をめつきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。）								
七二一三・一一	銀製のもの（その他の貴金属をめつきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。）								B 10
七二一三・一九	その他の貴金属製のもの（貴金属をめつきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。）								B 5
	白金製のもの（その他の貴金属をめつきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。）								B 5
	その他のもの								B 10
	時計用又は眼鏡用の鎖その他の身辺装飾用の鎖								B 5
	その他のもの								B 5
七二一三・二〇	貴金属を張った卑金属製のもの								B 10
七一・一四	細工品及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）								B 5
七一・一五	その他の製品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）								B 10

第八〇類	第七九類	第七八類	第七六類	第七五類	第七四類	第七三類	第七二類	七一・一六 七一・一七 七一・一八
すず及びその製品	亜鉛及びその製品	鉛及びその製品	アルミニウム及びその製品	ニッケル及びその製品	銅及びその製品	鉄鋼製品	鉄鋼	天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品 身辺用模造細貨類 貨幣
A	A	A	A	A	A	A	A	A A A

第八九類	第八八類	第八七類	第八六類	第八五類	第八四類	第八三類	第八二類	第八一類
船舶及び浮き構造物	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品	鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品	各種の卑金属製品	卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品	その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品
A	A	A	A	A	A	A	A	A

第九〇類	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品		A
第九一類 九一・〇一 九一・〇二 九一・〇三 九一・〇四・〇〇 九一・〇五 九一・〇六 九一・〇七・〇〇 九一・〇八 九一・〇九 九一・一〇	<p>時計及びその部分品</p> <p>腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を張った金属を使用したものに限る。）</p> <p>腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、第九一・〇一項のものを除く。）</p> <p>時計（ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、携帯用時計及び第九一・〇四項の時計を除く。）</p> <p>計器盤用時計その他これに類する時計（車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用のものに限る。）</p> <p>その他の時計（携帯用時計を除く。）</p> <p>時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー）</p> <p>タイムスイッチ（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。）</p> <p>ウォッチムーブメント（完成品に限る。）</p> <p>その他の時計用ムーブメント（完成品に限る。）</p> <p>時計用ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの（ムーブメントセット）、未完成の時計用ムーブメントで組み立てたもの</p>	A A A A A A A A A A A	

第九三類	武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品		A
第九四類	家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物 腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第九四・〇二項のものを除く。）及びその部分品 航空機に使用する種類の腰掛け 自動車に使用する種類の腰掛け 回転腰掛け（高さを調節することができるものに限る。） 腰掛け（寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用又はキャンプ装具用のものを除く。） とう、オージア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け 竹製又はとう製のもの その他のもの その他の腰掛け（木製フレームのものに限る。） アップホルスターのもの その他のもの その他の腰掛け（金属製フレームのものに限る。）	A A A A A A A A	

第九五類	がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品		A
第九六類 九六・〇一	<p>雑品</p> <p>アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限り。）及び製品（これらの材料から製造したものに限り。）とし、成形により得た製品を含む。）</p> <p>植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限り。）及び製品（これらの材料から製造したものに限り。）、成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限り。）、他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン（加工したものに限り。）とし、第三五・〇三項のゼラチンを除く。）及び硬化させてないゼラチンの製品</p>		A
九六・〇二・〇〇			A
九六・〇三	<p>ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラースクイージーを除く。）</p>		A
九六〇四・〇〇	手ふるい		A
九六〇五・〇〇	<p>トラベルセット（化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のものに限り。）</p>	六・六%	B
九六・〇六	<p>ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク</p>		A

九六・〇七	スライドフラスナー及びその部分品	A
九六・〇八	ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第六・〇九項の物品を除く。）	A
九六・〇九	鉛筆（第九六・〇八項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆のしん、パステル、図画用木炭、テールラスチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク	A
九六一〇・〇〇	石盤、黒板その他これらに類する板（筆記用又は図画用のものに限るものとし、枠を有するか有しないかを問わない。）	A
九六一一・〇〇	日付印、封かん用の印、ナンバーリングスタンプその他これらに類する物品（ラベルに印捺又は型押しをする器具を含むものとし、手動式のものに限る。）並びに手動式コンポジションステイック及びこれを有する手動式印刷用セット	A
九六・一二	タイプライターリボンその他これに類するリボン（インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものに限るものとし、スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。）及びインキパッド（インキを付けてあるかないか又は箱に入れてあるかないかを問わない。）	A
九六・一三	たばこ用ライターその他のライター（機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。）及びその部分品（着火石及びしんを除く。）	A
九六一四・〇〇	喫煙用パイプ（パイプポールを含む。）、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品	A

第九七類	美術品、収集品及びこつとう	A		
九六一八・〇〇	品で作動するもの	A		
九六一七・〇〇	魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）	A		
九六一六	香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部並びに化粧用のパフ及びパッド	A		
九六一五	くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールグリップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品（第八五・一六項の物品を除く。）及びこれらの部分品	A		

別添一 ナチュラルチーズ

1 ナチュラルチーズの表

品目番号	ナチュラルチーズの品名
Qb 一	二〇〇八年二月三一日において効力を有しているスイスの法令に従い、原産地統制名称 (Appellation d'origine Contrôlée。以下「AOC」という。) として登録されている エメンタール*
Qb 二	二〇〇八年二月三一日において効力を有しているスイスの法令に従い、AOCとして登録されているグリュイエール* (「ダルパージュ」として特定されているか否かを問わない。)
Qb 三	二〇〇八年二月三一日において効力を有しているスイスの法令に従い、AOCとして登録されているスプリンツ*
Qb 四	二〇〇八年二月三一日において効力を有しているスイスの法令に従い、AOCとして登

Qb ―十	Qb ―九	Qb ―八	Qb ―七	Qb ―六	Qb ―五	
<p>二〇〇八年一月三日において効力を有しているスイスの法令に従い、AOCとして登録されているテット・ドウ・モワン*又はテット・ドウ・モワン・フロマージュ・ドウ・</p>	<p>二〇〇八年一月三日において効力を有しているスイスの法令に従い、AOCとして登録されているヴァシシュラン・モンドール*</p>	<p>二〇〇八年一月三日において効力を有しているスイスの法令に従い、AOCとして登録されているラクレット・デュ・ヴァレ*又はウオリザー・ラクレット*</p>	<p>二〇〇八年一月三日において効力を有しているスイスの法令に従い、AOCとして登録されているレテイヴァ*（「アレビベ」として特定されているか否かを問わない。）</p>	<p>二〇〇八年一月三日において効力を有しているスイスの法令に従い、AOCとして登録されているフォルマツジオ・ダルプ・テイチネーゼ*</p>	<p>二〇〇八年一月三日において効力を有しているスイスの法令に従い、AOCとして登録されているベルナー・アルプケーゼ*又はベルナー・ホーベルケーゼ*</p>	<p>録されているヴァシシュラン・フリブルジョワ*</p>

Qb 十一	<p>次のすべての要件を満たす半硬質チーズ</p> <p>(i) 生乳から生産されたもの</p> <p>(ii) 三箇月以上熟成させたもの</p> <p>(iii) 生産された時において円柱形の塊である場合には、高さが七センチメートル以上九センチメートル以下で、直径が三〇センチメートル以上三三センチメートル以下であつて、一個の重量が六・四キログラム以上七・四キログラム以下のもの</p> <p>(iv) 脂肪分が全乾燥重量の一八%以上であつて、水分が全重量の四〇%以上四九%以下のもの</p> <p>(v) アップペンツェル・インナーローデン準州、アップペンツェル・アウサーローデン準州、ザンクト・ガレン州又はトゥールガウ州で生産されたもの</p>
Qb 十二	<p>次のすべての要件を満たすチーズ</p> <p>(i) 低温殺菌したミルクから生産されたもの</p> <p>(ii) 高さが七センチメートル以上九センチメートル以下で、直径が六センチメートル以上八センチメートル以下であつて、一個の重量が八八グラム以上一〇三グラム以下の円すい台形のもの</p> <p>(iii) 脂肪分が全乾燥重量の一・一%以上一・五%以下であつて、水分が脂肪分を除く全</p>

ベルレ*

	(iv) 重量の四〇%以上五〇%以下のもの グラールス州で生産されたもの
Qb 十三	<p>次のすべての要件を満たす半硬質チーズ</p> <p>(i) 生乳、低温殺菌したミルク又はクリームとミルクの混合物（脂肪分が全乾燥重量の五五%以上のものに限る。）から生産されたもの（アルプス山脈で採取された香料植物又は白ワインによって調製してあるかないかを問わない。）</p> <p>(ii) 一八〇日を超えない範囲で熟成させたもの</p> <p>(iii) 生産された時において円柱形の塊である場合には、高さが七センチメートル以上九センチメートル以下で、直径が二五センチメートル以上三〇センチメートル以下であつて、一個の重量が四キログラム以上四・五キログラム以下のもの</p> <p>(iv) 脂肪分が全乾燥重量の四五%以上であつて、水分が脂肪分を除く全重量の四〇%以上四二%以下のもの</p> <p>(v) トウルガウ州、ザンクト・ガレン州又はチューリヒ州で生産されたもの</p>

注釈1 チーズの名称に「*」を付している場合には、当該名称に「スイス産の」を付すことができることを示す。

注釈2 これらのナチュラルチーズの品名については、日本国がこの協定に従って関税上の特惠待遇を与えるためにのみ適用するものとし、スイスの法令の下でのチーズの定義に影響を及ぼすものではない。

注釈3 この表（Qb―十一からQb―十三までの三種類のチーズの品名を含む。）については、第二十五条の規定に従って行う一般的な見直しの対象となるものとする。

2 1のナチュラルチーズの表に掲げるナチュラルチーズに関するスイスの法令が改正される場合には、スイスは、その改正の効力発生の前に、日本国に対し書面により通報する。

3 スイスが2の規定に従って通報を行う場合には、両締約国は、いずれかの締約国の要請に基づき、1のナチュラルチーズの表に掲げる品名の改正について、その通報された改正を考慮しつつ協議する。当該表に掲げる品名の改正については、第百五十二条2の規定に従って行うものとする。

4 二千八年十二月三十一日においてAOCのための登録の過程にあるナチュラルチーズがスイスの法令に従ってAOCとして登録された場合には、スイスは、日本国に対し、その登録を通報する。両締約国は、その通報の後、当該ナチュラルチーズを1のナチュラルチーズの表に追加するため、第百五十二条2の規

定に従って、表を改正する。

別添二 日本国の表の5欄に(Qb)又は(Qf)を掲げた品目に分類される製品の関税上の特惠待遇のために必要な申告

1 この別添の規定は、日本国の表の5欄に(Qb)又は(Qf)を掲げた品目に分類される製品に関し、表の2欄の注に規定する関税上の特惠待遇を受けるために必要な申告（以下この別添において「製品に関する申告」という。）に関する事項についてのみ適用する。

2 製品に関する申告の申告文については、場合に依じて、(a)又は(b)に定めるとおりとする。

- (a) 「下名は、上述の製品が（注釈1(i)又は(ii)に規定する事項）に分類されることを申告する。」
- (b) 「輸出者は、また、当該製品が（注釈1(i)又は(ii)に規定する事項）に分類されることを申告する。」

注釈1(i) 表の5欄に(Qb)を掲げた品目に分類される製品については、括弧内に、別添一1のナチュラルチーズの表の品目番号欄に掲げる品目番号を記入する。

- (ii) 表の5欄に(Qf)を掲げた品目に分類される製品については、括弧内に、「Qf」を記入する。

注釈2 この(a)に定める申告文を用いる製品に関する申告については、当該製品の輸出者又は権限を与

えられたその代理が、附属書二の第十六条の規定に従って発給される原産地証明書 の 8 欄の品名の下に作成するものとする。輸出者は、権限を与えられたその代理による作成について責任を負うものとする。

注釈 3 この (b) に定める申告文を用いる産品に関する申告については、附属書二の第十九条の規定に従って当該産品の原産地申告を作成する輸出者が作成するものとする。そのような産品に関する申告については、原産地申告が作成されている商業上の文書におけるタイプ印書、押印又は印刷により、当該輸出者が作成するものとする。この (b) に定める申告文を用いる産品に関する申告については、原産地申告の申告文に続けて作成するものとする。

3 この別添の規定の適用上、産品に関する申告については、附属書二の第十五条に規定する原産地証明の一部を成すものとみなす。附属書二の関連規定については、1 の規定と適合する限り、かつ、産品に関する申告が付された産品に関税上の特惠待遇を与える過程において必要な範囲内でのみ、適用する。

(スイスの表に関する付録二は省略)